令和3年第3回足寄町議会定例会議事録(第2号)

令和3年9月16日(木曜日)

◎出席委員(13名)

1番 多治見 亮 一 君 2番 高 道 洋 子 君 3番 進藤晴子君 4番 榊 原深雪君 田利正文君 6番 熊 澤 芳 潔 君 5番 髙 橋 健 一 君 8番 川 上 修 一 君 7番 10番 二 川 髙 橋 秀 樹 君 靖君 9番 木 村 明 雄 君 12番 井 脇 昌 美 君 11番

13番 吉 田 敏 男 君

◎欠席議員(0名)

◎法第121条の規定による説明のための出席者

 足
 寄
 町
 長
 渡
 辺
 俊
 一
 君

 足寄町教育委員会教育長
 藤
 代
 和
 昭
 君

 足寄町農業委員会会長
 齋
 藤
 陽
 敬
 君

 足寄町代表監査委員
 川
 村
 浩
 昭
 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

町 長 丸 山 晃 徳 君 副 総 長 松野 孝 君 務 課 課 福 長 保 多 紀 江 君 祉 課 住 民 長 佐々木 雅 宏 君 経 済 課 長 加 藤 勝 廣 君 建 課 増田 徹 君 設 長 国民健康保険病院事務長 川島英明君 伊藤啓二君 会 計 管 理 者 長 消 防 課 大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸山一人君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 山田弘幸君

◎職務のため出席した議会事務局職員

 事務局長
 横田晋一君

 事務局次長野田 誠君

 総務担当主査 中鉢武志君

◎議事日程

日程第 1 請願第 1 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつ による農作物被害対策を求める請願書(総務産業常任委員

日程第 2 一般質問<P3~P52>

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長(吉田敏男君) 皆さん、おはよう ございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。 4番。

〇議会運営委員会委員長(榊原深雪君)

9月10日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、9月16日は、最初に総務産業常任委員会に付託し、休会中の審査となっておりました、請願第1号について審査報告を受け審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(吉田敏男君) これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第1号

〇議長(吉田敏男君) 日程第1 請願第 1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大 及び高温・干ばつによる農作物被害対策を 求める請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第1号コロナ禍における 農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによ る農作物被害対策を求める請願書の件を採 決をします。 本件に対する委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 一般質問

○議長(吉田敏男君) 日程第2 一般質 問を行います。

順番に発言を許します。

7番髙橋健一君。

(7番髙橋健一君 登壇)

〇7番(髙橋健一君) 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問事項。

コロナ感染症対策の肝であるワクチン接種について。

2020年1月16日、国内で初めて、 武漢への渡航歴のある男性からコロナウイルスの感染が確認されました。それから ちょうど1年8か月が経過しましたが、感 染症が収まるどころか、地方まで感染が拡 大して、我々の暮らしに大きな影響を及ぼ しています。

感染症対策の肝はやはりワクチン接種の 徹底だと思います。そこで質問です。

1、足寄町のワクチン接種状況、接種率についてお伺いいたします。(ワクチン総接種数、高齢者、65歳未満、12歳~1 8歳の接種数、接種率等)

2番目、コロナワクチンの2回の接種完 了はいつか。また、コロナ禍はいつ頃終息 すると思うか。

3番目、ワクチンの需要は増すばかりで すが、ワクチンの供給は足りているか。 4、町内でワクチン接種による激しいアレルギー、イコール、アナフィラキシーなどの副反応は報告はないか。

5、一人暮らしで足が不自由などが原因 で接種会場に来ることが大変な人たちに、 どのような便宜を図っているか。

6番、コロナ感染は今や児童や幼児にまで広がっています。12歳未満の子供たちへのワクチン接種は考えているか。

7番、若者の間で、副反応を恐れてワク チン接種を拒否する動きがあるが、町はこ のような動きにどう対処していくか。

8番、ワクチンを2回打っても感染が防 げないブレークスルー感染が問題になって います。時間がたてば当然ワクチンの効果 は低下していきます。そこで必要なのは3 回目の接種だと思いますが、町の考え方を お伺いしたい。

9番、コロナウイルスはなかなか手ごわい敵で、変異を繰り返し、感染拡大に歯止めがかかりません。この感染症に町はどのように対抗していくのか、町長の見解をお伺いしたい。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、渡辺町長。

○町長(渡辺俊一君) 髙橋健一議員の 「コロナ感染症対策の肝であるワクチン接 種について」の一般質問にお答えいたしま す。

1点目の足寄町のワクチン接種状況、接種率についてですが、新型コロナワクチンの接種状況としましては、国のワクチン接種記録システムに入力されているデータを基に9月12日までの接種済み人数を算出しますと、ワクチンを1回以上接種した町民は5,313人で、そのう65歳以上の高齢者は2,488人で、そのうち65歳以上の高齢者は2,443人、65歳未満が2,185人となっております。また、12歳以上19歳以下の接種数は、1回以上接種した町民が351人、そのう

ち2回接種済みは202人です。

国が公表する接種率は令和3年1月1日の住民基本台帳人口を用いて算出していることから、本町の接種率を同様に算出しますと、1回以上接種済みは79.5%、2回接種済みは69.2%、そのうち65歳以上については1回以上接種済み93.4%、2回接種済み91.7%となります。また、12歳以上19歳以下の接種率は、1回以上接種済み77.7%、2回接種済み44.7%となっております。なお、御質問では12歳から18歳の接種数等となっておりましたが、国のワクチン接種記録システムのデータは5歳刻みのため、19歳以下のデータとなりますので御了承願います。

2点目のコロナワクチンの2回の接種完了及びコロナ禍の終息の時期についてですが、本町の集中的に接種を行う時期は、医療機関で行う個別接種に関しては9月18日、また町民センターで行う集団接種に関しては9月26日にそれぞれ2回目の接種が一旦終了となります。

今後につきましては、事情により接種を 完了していない方や9月以降に12歳の誕 生日を迎える方の接種を9月末から開始 し、国で定めたワクチンの接種期間である 令和4年2月までに7回の接種日を設定 し、接種を希望する方全員が接種できるよ うに対応してまいります。

接種日程と接種場所ですが、第1回目を9月26日の集団接種に合わせて実施し、それ以降は国保病院においておおむね土曜日に接種を行うこととしており、今後ホームページや新聞折り込みチラシ、自治会回覧等で周知を図ってまいります。

また、コロナ禍の終息の時期に関しては、現状では不明と言わざるを得ませんが、ワクチンには高い効果があると期待しているほか、町民の皆様に感染予防への取組に御協力いただき早期に終息することを願っているところです。

3点目のワクチンの供給状況についてで

すが、本町が集中的に接種を行う9月26 日までの接種分及び11月末までの接種見 込み分については、現在、必要ワクチン量 を確保できている状況です。さらに、それ 以降については、必要なワクチンが少量と なるため、帯広保健所と道立緑ヶ丘病院の 共同運営による十勝ワクチン供給センター から適正な量のワクチンが希望する自治体 へ供給される予定となっております。

4点目の町内におけるワクチン接種による激しいアレルギー、イコール、アナフィラキシーなどの副反応の報告については、ワクチン接種の副反応疑いによるアナフィラキシーが1件発生しておりますが、既に治療を終えられており、そのほかには個別対応の必要な健康被害は発生しておりません。

5点目の、一人暮らしで足が不自由などが原因で接種会場に来ることが大変な人たちへの便宜についてですが、一人暮らしで足が不自由な方を含め、接種会場へ行くのが困難な方については、福祉課の保健師等のほか、町内のケアマネジャーや民生委員、医療機関、各種福祉施設などから情報収集し、個々に対応しておりますが、今後も接種を希望される方について常に情報を収集し、対応していきたいと考えております。

6点目の12歳未満の子供たちへのワクチン接種についてですが、コロナワクチンの接種年齢は現在国の基準で12歳以上となっており、今後も基準に従い適正に対応してまいります。

次に、7点目の若者の間で副反応を恐れてワクチン接種を拒否する動きがあるが、 町はこのような動きにどう対処していくかについてお答えします。

新型コロナワクチンの接種については、 予防接種法において「接種を受けるよう努めなければならない」と規定されておりますが、ワクチン接種に御協力を頂きたいという趣旨であり、接種を受けるかどうかは あくまでも個人の希望によるものとなって おります。

本町においては、接種に当たってワクチンに関する正確な情報を知っていただくために、クーポン券の送付時に合わせてパンフレットを同封し、接種の効果や接種後の副反応などの情報を提供しているほか、専用相談窓口を設置し、相談があった場合はメリット・デメリットを挙げて説明するなど、接種に対する不安の解消に努めております。

8点目の3回目のワクチン接種についてですが、ワクチン接種後、時間の経過に伴う予防効果の低下や感染性の高い変異株の影響などによりブレークスルー感染が起きると言われていることから、政府は免疫の再強化を期待し、3回目の接種について今後専門家等による検討を開始するとのことですので、本町としても今後情報収集に努め、必要な対応を図ってまいります。

9点目のコロナウイルス感染症に町はどのように対抗していくのかについてですが、コロナウイルスは大変手ごわくなかなか収まる状況ではありません。本町としましては、ワクチン接種後も町民の皆様にマスクの着用、小まめな手洗い、3密の回避、定期的な換気など、今までの対策と変わらず実施していただくことが感染を広げないための大切な手段だと考えておりますので、基本的な感染防止について今後も継続して周知を図ってまいります。

今後におきましても、町民の皆様が健康 で過ごされるよう、各方面から情報収集を 行い、対策をしっかりと行えるよう努めて まいりますので、御理解を賜りますようお 願いを申し上げ、髙橋健一議員の一般質問 に対する答弁とさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君) 再質問を許します。

7番、髙橋健一君。

〇7番(髙橋健一君) 丁寧な説明、ありがとうございました。

コロナ感染症をですね、ギリシャ神話に 例えれば、まさにシーシュポスの岩であり ます。神の罰を受けたシーシュポスが大き な岩を山頂に運び上げる。すると、岩は麓 に転げ落ちる。また山頂に運び上げるとま た落ちる。まさにこれの永遠の繰り返しで あります。

あのダイヤモンド・プリンセス号の感染が去年の2月、2020年の2月ですから、随分もう日がたって、とうの昔の出来事のように思われますが、あれから状況は少しも変わっていないと。収まるどころかますます感染拡大に拍車がかかっている状況です。我々町民は早く2年前のあの日常を取り戻したい、普通の生活を送りたい、そういうふうに考えている次第であります。

先日の町長の行政報告の中からちょっと 質問いたしますけれども、9月7日の町長 の行政報告の中で、町の職員の2名の感染 が確認されたということですが、この2名 はワクチンを受けていなかったのか。そし て、無事にもう社会復帰されているのか。 蛇足ながらもう一つ聞くと、無料で診療が 受けられたのか。よろしくお願いいたしま す。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) ワクチンを受けていたかどうかという部分についてですけれども、非常に個人情報ですので、なかなか受けていたかどうかというのはよく分かりません。ただ、まだ若い方たちですので、時期的にはまだ受けてなかった可能性はあるのかなというふうに思っています。

それから、その方たちについては、何というか、治療も終わって職場も復帰されているという状況で、治っているという状況です。

それから、治療費についてはこれは国の ほうで見ていただける、感染症については 見ていただけるということで、それぞれ治 療費についてはかかっていないということ であります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一 君。

○7番(髙橋健一君) 接種の有無は分からないということですけれども、私はかねがね考えていたのですけれども、いっとも 町長や市長の接種が先に行われて、そんん 世長が後回しになる、それはけれども、私けしどという意見もありましたを言う人優先順でというます。 やはり、優先順位 は行政マンが先なのですけれどもねらしたがのですけれどもと思ってはないかとれるもちんと思ってはないかとれる。 それについて町長は 今までどのように思われましたか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 今、お話ございましたように、やはりいろと住民サービスですとか、それから公共的なサービる人ですとか、それから公共的なの方とに関わっては、やはりもちろん一般の方たちのの方たちのでは、やはりもちがられども、やはりそうとが必要することがから、最初に医療関係の皆さん方なではないかというように考えておりますがら、最初に医療関係の皆さん方なってきています。

本来でいくと、やっぱり首長だとか、それから役場の職員の中でもとりわけ感染症だとか、窓口だとか、そういったところに関わってくるような人たちというのは、なるべく早い段階でワクチンを受けるべきではないのかなというように思っているところであります。

今回のコロナの関係でいくと、そういう ところがちょっと国のほうでも抜けていた 部分がちょっとありましたけれども、もと もと新型インフルエンザのときにはそういう方たちも先に、そういう方たちをやっぱり優先して受けさせるべきではないかというようなことがありました。ですから、今後についても、もしもワクチンをまたさらに打たなければならないとなったときに、やはりそういう方たちを優先にということはやはり考えていかなければならないことなのかなというように考えております。

この後どうなっていくのか、まだちょっと全然分かりませんし、3回目という、先ほど御質問もございましたけれども、3回目もまだどうなるのかというのは全く分かりませんので、そのときどうするのかなというように思いますけれども、今の段階で私の考えるところではやはり先に優先して接種する人たちというのはやっぱりいるのではないかというように思っているところであります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一君。

〇7番(髙橋健一君) 次はどんどん行政 マンの方、優先的にワクチンを受けられる ようにしてください。応援いたします。

それから、足寄町のワクチンの接種率、接種数、随分数字がいいのですね。ちょっと前はちょっと心配されて、足寄の接種遅いなというふうな感じもしたのですけれども、全国でやっと50%超えたということですから、はるかに足寄は優秀な成績を収めているのではないかと、そう思っております。本当に役場の関係者とか医療関係者に感謝を申し上げる次第であります。

ということは、これだけ接種率が上がれば大体もうそろそろ自由度を上げてもいいのではないかなと、私は思うのですね。実は私ごとになりますけれども、8月27日の緊急事態宣言が発令されたときに、私はパークゴルフ協会の代表として町長と教育長のところに嘆願書を出させていただきま

した。パークゴルフは安全だし、もう皆さ ん年寄りでワクチン2回打っているのだか ら、もう少しパークゴルフ場開放してくれ てもいいのではないかということでした。 だけれども、見事に却下をされてしまいま した。別に町長や教育長が悪いとかそうい うことではなくて、非常に細かい説明を受 けましたし、非常に納得するものはありま した。しかし、ただ我々の仲間からする と、2回のワクチン打っているのだし、こ れだけワクチンの接種率が多ければもう安 全なのではないのかと。どうもその辺が、 ではそのワクチンの意味は何なのだと、そ ういう質問がありまして、その点について 町長にちょっと一言お伺いしたいと思いま す。よろしくお願いします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 先ほども申し上げましたけれども、ワクチンには高い効果があるということで期待をしているところであります。

当初、ワクチンがある程度行き渡れば集 団免疫だとかができて、ワクチン打ってな い人も打っている人も感染が拡大していく ということはなくなるのではないかという ことが言われておりました。以前は6割だ とか7割ぐらいの人たちが皆さんワクチン を打てばというような、そんなようなこと で、私もそういうことになるのだろうなと いうように思っていましたけれども、今の 状況で見ていくと、かなりの率でワクチン を打っている外国でも再度また感染をして いくというような状況がございます。やは りこれはデルタ株だとか、そういう感染力 の高い変異株というのがまた新たに出てく るというような状況、そんなことが影響し ているのではないかというように思ってい ます。

そういうことを考えてもいますけれど も、足寄町においてはかなりの高齢者の方 たちも皆さんワクチンを打ってきています し、先ほども言いましたように90%を超 える方たちが打っていますし、パークゴルフなどでいけば外でやる競技ですので非常に換気というのか何というのか分かりませんけれども、それとあと何というのかな、人と人との間もきちんと空けることができる、そういう競技だというように思いますので、安心な部分というのはあるのかなというように思っています。

帯広ですとか、帯広周辺ですとか、そう いったところでもパークゴルフ場について はオープンさせるというような、そういう ことで対応しているところもございまし た。そういったところも含めて、いろいろ 検討はさせていただきましたけれども、や はりまだまだ心配もあるというような状 況。それから、例えばこの近くで足寄町だ けがオープンをするということになると、 ほかの町からも遊びに来られる方が多くい らっしゃるのではないかということが想像 されるということでありますので、そんな ことも含めて考えたときに、やはり足並み をそろえてみんなでオープンするならオー プンしようというところで、意思統一がで きて、例えば隣町の本別ですとか陸別も オープンしますよということになったとき には足寄町も一緒にみんなでオープンをし ようということで考えておりました。

緊急事態宣言がまた延長されたということで、ほかの町ではどうなのかなということでちょっとお聞きしたところ、まだまだやっぱりオープンする状況ではないというようなお話もありましたので、足寄町についてもやはりまだオープンはしないでおこうということで、引き続きパークゴルフ場もお休みということにさせていただきました。

今後、やはりお話もありましたように、 国の中でも行動を緩和していこうという、 そういうことを検討するということが話し されておりますので、今後においてはそう いうことが、そういう行動緩和というか、 行動の規制を緩和していこうという状況に またなっていくのかなというように思っています。ですから、そういった部分なども見ながら、今後についてはどうしていくのかと、町内のパークゴルフ場ですとか公共施設ですとか、そういったところの閉めたり開けたりというのをどうしていくのかというのを検討していかなければならないかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(吉田敏男君)** 7番、髙橋健一君。
- **○7番(髙橋健一君)** 一応納得をさせていただきます。できるだけ早く復帰できるように、よろしくお願いいたします。

次に福祉関係で、いわゆる高齢者のワクチン接種についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、やはり足寄町はたくさんの高齢者の施設がございますけれども、その人たちはこれだけ接種率が上がっていますから、非常にスムーズに行ったと思うのですけれども、いろいろ福祉施設の中でどのような形で接種が行われたのか。そして、どういう形で無事に終了されたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。
- **○福祉課長(保多紀江君)** ただいまの髙 橋議員の質問にお答えします。

高齢者のワクチン接種の関係で、福祉施設での接種の状況ですけれども、5月の初めから優先接種を開始しまして、各大きな施設のほうには各医療機関から国保病院と三意会さんに御協力を頂きまして、訪問をして巡回接種のような形で2回の接種を終わらせております。

また、デイサービスにつきましても、人数がそろって医療機関のほうが対応できる部分については、訪問をして接種をするという形を5月の初めから開始しまして6月の中旬過ぎぐらいまで2回の接種を実施するような形で終わらせております。

以上でございます。

O議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一君。

○7番(髙橋健一君) それは本当に御苦 労さまでした。やはり訪問して接種を受け られるという状態がベストだなと思ってい ましたので、きちんとやられているという ことで安心いたしました。

埼玉県の新座市でしたかね、いわゆる高齢者のワクチン接種に付き添ったり、いろ便宜を図ったりした人たちに対する報酬のことで何か問題になっていたと。介護職が、いわゆるケアマネさんとかヘルパーさんが予約代行とか会場への送り迎えなどしますよね。それに対して足寄は報酬を出すようなことは考えたのですか。それで、何か新座市はもめて出すとか出さないとかいう記事が出ていましたけれども、そういわ。よろしくお願いします。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。
- **〇福祉課長(保多紀江君)** ただいまの質問にお答えいたします。

予約代行とか調整とか、そういうことは ケアマネさんとかがやっていただいている と思いますけれども、通常の介護とかの業 務というか、支援ですね、ケアというか、 そういう支援の一環としてやっていただい ているということで、特にそれに関しての 業務に対するお礼といいますか、そういう ものに対することというのは聞いてはおり ません。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一 君。

○7番(髙橋健一君) やはり皆さん善意 で成り立ったということですよね。別にお 金、取るのではなくて、ケアマネさんとか そういう介護職の方が善意でやっていただ いたということで、非常にいい町だと思っ ております。

次は、若者のワクチン離れ、大体今まで

の高校生とか中学生などを見ていてどうな のでしょうかね。中学校や高校生の反応で すか。積極的にワクチンを受けるような、 そういう姿勢があるのでしょうか。ちょっ とお尋ねしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) 今現在、12 歳から19歳以下の方が1回以上接種している方が77.7%ということで、お子さん そのものというよりは保護者の方が心配されて打つとか打たないとかということを判断されるのかなというふうには思っておりますけれども、8割近いお子さん、12歳から19歳の方が打っているということで、ワクチンに対する理解をされて打っているというふうに、こちらとしては捉えております。

ワクチンに対して副反応があるというのは報道でもされておりますし、実際私たちも打った後に体調が、発熱があるとか頭痛があるとかというようなことは起きておりますので、そういうような状態というのはうわさといいますか、情報として流れていて、不安はあるのかなと思いますが、それよりも効果があるということを理解いただいたような方が打っているのかなとは思います。

ただ、体調ですとか、御本人の意思によって、御本人とか保護者の方がワクチンを接種するということを判断されて打つということになりますので、実際に打っていない方が、何というのでしょうかね、理解されていないかどうかというのはちょっと分からないところです。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一 尹

○7番(髙橋健一君) やはり全国的に見ても、結構若い人たちが何かワクチン接種にアレルギーを持っていると。やっぱりネットの怪情報みたいのがありまして、そういうのが影響しているのではないかと。

できるだけそういうのを早く払拭して積極的にワクチンを打つように指導されたらいいのではないかと思いますね。だけれども、残念ながら、副反応でアナフィラキシーがちょっと1件出たということで、やはりなかなかその問題もありますよね。だけれども、ネット情報によると、いろいろな悪さをするという情報ですね。そして若いいる若いしないのだと、そういうのをうのはないかと思います。

びっくりしたのは、何か電磁波が出て、 磁石がくっつくとかという、接種部分に磁 石がくっつくなどというわけ分からない怪 情報も飛び交っていましたけれども、意外 と若い人たちはそういうのを信じてしまう のではないかと。これからはやっぱりでき るだけ若い人たちに啓発というか、科学的 な根拠をきっちり与えて、やはり大事なの だよということを教育現場で指導していく ということも大事なのではないかと思いま すね。

中高生の接種というのは、学校でやると かそういうことではなくて、やはりどうい う形でやられていますか。お願いします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) 中高生の接種の関係ですけれども、学校での集団 はまけれども、学校で集団接種をしたいましたがで集団接種をすると、先ほどをもいませんが、接種自体は任意のことがあるといとがあるというというところがして、かからところがしませるというというようなの差別にもつないまして、そういうようなので、そういまして、そういうようなので、となっておりまけるというなどの対応となっております。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一君。

○7番(髙橋健一君) 分かりました。やはり差別とかそういう問題が出てくるのですね。嫌ですね、そういうのはね。何とかそういうのを払拭したい。もともと心の問題というか、そこから子供たちの情操教育もしていかなければいけないのではないかと、私は思っています。

なかなかこのコロナというのは手ごわいですね、本当にね。デルタ株というのはとんでもないやつで、どんどんどんどんどん変異を繰り返していくと。さらにまたデルタから違うのに変異して、我々の生活を脅かすということも考えられるのですよね。

今日の新聞でしたかね。尾身会長の話が 出ていたのです。どこか行ったかな。あり ました。

コロナ対策分科会の尾身茂会長、15日 に衆議院厚生労働委員会で新型コロナの感 染についておっしゃっていることです。

「一生懸命ワクチンを接種してもゼロにすることはできない。ウイルスとの闘いは続くのだ」と指摘したのです。その期間については、「正確には神のみぞ知ることですけれども、二、三年プラスかかると思う」とおっしゃっているのです。さらに今度二、三年またマスクして手洗いを続けなければいけないのでしょうかね。やはり肝はやっぱりワクチン接種だと思うのですよね。

さらに厳しいのは、第6波来ると、可能性は大いにあるのだということを言われる。最近ちょっと感染が落ちていますけれどもね、必ず来るよと。ワクチンで逆に安心感が出てきて感染対策を緩めると、結果的に感染拡大すると指摘されています。緩むことが冬の感染拡大の一番のリスクだということです。また、我々は2年も3年もこれ我慢しなければいけないのでしょうかね。非常に残念ですけれども。何か足寄も

一生懸命とにかく尾身先生に逆らうという のではないですけれども、もう足寄で徹底 的に先にワクチン接種を続けて、本当に一 番先にワクチン接種率1番、安全・安心宣 言というものを足寄町に、町長に出しても らいたい。

しかし、ワクチンに関しても絶対ということはないのですよね。ワクチンの効力というのはどんどんどん落ちていきますよね。足寄はファイザーでしたか。いろいのはとか出ていて、ひとつ残念なのは日本でワクチンが開発されていないところでワクチンが出ていますよね。アメリカのファイザー、モデルナ、ノババックス、イギリスのアストラゼネカ、中国シノファーム、ロシア、スプートニクVとかね。まだまたくさんのワクチンが開発されています。

しかし、このワクチンも絶対ではなく て、やはりいろいろ新聞、テレビ報道など 見ると、ファイザーは6か月で80%以上 効力が落ちるのだという指摘もあります。 そうするとやはり3回目のブースター接種 がどうしても必要になってくるのではない かと。それも急がなくてはいけないです ね。だからほかの市町村に先駆けて、足寄 が一番乗りして、足寄が安全だよと早く宣 言を出していただきたい。相当、尾身先生 の話など聞くと、暗たんたる気持ちになり ますけれども、何か特効薬というか秘策で すね、足寄町としての秘策はないのか。都 会なんかに比べれば足寄はそんなに密では ないですからね。ですから、何か皆さんを 納得できるような基準というのがきっとつ くれるのではないかと思うのですけれど も、町長いかがでしょうかね。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(渡辺俊一君) 残念ながら特効薬 というのは、このコロナを終息させるため の特効薬というのはなかなかないのかなと いうように思っているところであります。

先ほども言いましたけれども、ワクチン

ももともと集団免疫みたいなのができるのではないのかなと期待していたところですけれども、それもなかなか難しいということみたいです。

コロナのほうもどんどんどんどん変異株というのができてきて、また新しい、今もうデルタ株というのがかなり主流になってきているというか、なってきていますけれども、また何かミュー株だとかいろいるな株がまた出てきているというような、そういう報道なども見ますと、やっぱりいつまでも、早く終息しなければ変異株がどんどん出てくるということなのだというように思います。

ですから、やはりなるべく早いうちにこの終息をさせることが一番大事なのだろうというように思いますけれども、なかなかこれは日本だけではなくて、言ってみれば全世界で抑え込まなければ、どこかでやっぱりまた新しいものが出てくると、それが日本にも伝わってきて日本の中でまた蔓延してくるというような形になりますので、なかなか難しいのかなというように思っています。

なかなか特効薬というのはないのですけれども、日本の中でも今ワクチンの開発を どもしていますし、それから治療薬も開発を進めています。私が思うのは、や変わっと状況変わっと状況できればまたちに思ってルエンロを療薬ができて、例えばインフルエコロを飲めてきて、例えばインフルエコロを飲めば重重にとかみたいに、薬を飲め何とか、行体カクテルだとか、何かとか、行体カクテルだとか、何かとか、行体カクテルだとか、何かそういですけれども、またいうものがもっと普及していれば、まように思っています。

ですから、きちんと終息はできないかも しれないけれども、そういう薬ができれば 仮に感染しても重症化しないで治すことが できると、そういうことになれば少し安心して生活ができるのではないかなというように思っています。ただ、これもいつできるかというのはなかなか、私どもではなかなか見えてこないところです。

そういった意味で、まだいつ終息ができるのか、いつ本当にマスク外したりだとかというのができるのか、そういったのはれないところでありますけれけれても今やっぱりやらないがですとか、基本的な感染予防対策にならないですとか、換気をするだとかとり今大まらないですとか、換気をするだとかとような、そういうことがやっぱり自分にあいないの人に感染がない分、やっぱり自分に感染させない。それからほかの人に感染させないらことをやっていくしかないのかます。ように思っているところであります。

もう少しすると、そういう特効薬みたいなものができてくるのかもしれませんけれども、今段階ではなかなか難しい状況なのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 7番、髙橋健一 君。

○7番(髙橋健一君) 本当になかなか手ごわいですよね。それでも足寄町のやることとしては、やっぱりしっかりワクチンの量を確保して、やはり3回目の接種に対してしっかり準備しておくと。そして、やっぱり小学生とか幼児に関してワクチンを供給できるような、そういう体制をぜひ整えておいていただきたい、そういうふうに願っております。

やはり本当に大変ですよね。今日のやっぱり新聞の記事でしたかね。シンガポールですか、シンガポールは大体接種率8割を超えるのだそうです。それでも今感染者が急増して、ブレークスルーの感染が広まっているという、本当にどういうことですか

ね。ワクチンも効かないのでしょうかね。 だからやはり3回も4回も勝負していかな ければいけない時期が来るのではないか と。そうすると、供給不足にもなります し、早く手を打って足寄町はしっかり、足 寄町だけというのはちょっとほかの町村に 申し訳ないですけれども、やはり先駆け て、あまり国のほうも信用しないで、国も あるあると、ワクチンあるよあるよと言い ながら、結構大変ですよね。6、7月の自 治体のワクチンの供給不足が顕在化したこ ともありますし、それで職域接種ができな くなったとか。そして今若い人たちがせっ かく気持ち変えてワクチンを打とうと思っ たら、倍率20倍を突破してワクチンを受 けなればならない。かわいそうですよね。 やはり受けたい人がいたらどんどんどんど ん迅速にワクチン接種をすると。それがま ず一番今やらなければいけないことだと。 まずとにかく分からないけれども、ワクチ ン接種。私はそう思っています。

そしてあとは、若い人たちの偏見ですよ ね。比べてくれと。いわゆる感染症になっ たら大変なことになるのだよと。すごい症 状が出るよと。そして後遺症も大変なので すよね。それと、ワクチンを打った後の副 反応と比べれば、もう圧倒的に感染するほ うが大変なのですからね。いろいろな症状 が出ている。この前、女性で大変だったの は、後遺症で何か抜け毛がすごいと。どん どん抜けてしまうのだと。かつらが必要に なってくるという、何かすごいかわいそう ですよね。そういうことが起こるのですか ら、そういうことを皆さん勉強して、とに かくワクチンをとにかく、本当にどうして も、どうしてもだめだと、健康上の理由で ワクチンを受けない人以外は全員ワクチン を受けられるような方向で、足寄としては 方向づけをしていただきたいと、そう願っ ています。とにかく私はワクチンだと思っ ています。

最後にもう一度だけ町長の決意をお聞き

して、私の一般質問を終わらせていただき ます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。
- **〇町長(渡辺俊一君)** なかなか手ごわい コロナウイルスに対して、どう対応してい くのかというのはなかなか難しいところで あります。

枠組みとして、ワクチンを確保するのは やっぱり国の役割となっています。あと北 海道がそのワクチンを配分するということ で、足寄町が単独でワクチンを確保するだ とかということはなかなかできませんの で、それはほかの町も同じですけれども。 そういうことですので、なかなか足寄町が 一番にワクチンを確保して町民の人たちに 接種をするというようなことはなかなかで きません。

そういった中で、やはり先ほども言いま したけれども、本当このコロナの全世界の 話にもなってくるわけですよね。そういっ たことでいくと、足寄町だけがということ にはなかなかなりませんけれども、ワクチ ンを国が確保してくれて足寄町に配分され てくれば、第3回どうなるかまだ分かりま せんけれども、そういうことになれば、や はりなるべく早い段階で町民の皆さんに3 回目のワクチン接種だとか、そういったこ とができるような、そういう対応をやはり 取っていかなければならないと。それはこ れまでもそういうつもりでやってきていま すけれども、なるべく早いうちのワクチン の接種を希望される方たちには全員できる ようにということでしていただいて、完全 に安心とは言えませんけれども、少しでも 安心感が持てるような、そういう生活が送 れるようなことを今後考えていきたいとい うように思っております。

以上でございます。

 〇議長(吉田敏男君)
 7番、髙橋健一

 君。

○7番(髙橋健一君) どうも丁寧なお答 えありがとうございました。 これで私の一般質問を終了させていただきます。

○議長(吉田敏男君) これにて、7番髙 橋健一君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分、再開といたします。

午前10時52分 休憩 午前11時05分 再開

- 〇議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。
 - 一般質問を続けます。
 - 5番田利正文君。

(5番田利正文君 登壇)

○5番(田利正文君) 通告書に従って、一般質問を行います。

質問事項ですが、新型コロナ感染拡大防止、町民の命と暮らしを守るために。

全国各地で新型コロナの新規感染者が急増し、感染爆発、医療崩壊が深刻になっています。十勝でもコロナ感染拡大が広がり、高止まりの状況が続いています。十勝は全道で唯一、二次医療圏と三次医療圏が一体となっている地域で、人口約33万人、面積1万831キロ平方メートルに1か所の保健所(帯広保健所)しかありません。

政府が重症患者と重症化リスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という重大な方針転換を発表した8月3日まで、十勝圏では自宅療養がゼロ人でしたが、8月4日から感染拡大とともに急増し、9月1日には患者数の62%に当たる152人、入院患者は24%の59人、宿泊療養は11%の27人、調整中が7人という状況でした。

そもそも「療養」とは、病気やけがを治すために治療をして心身を休ませることです。圧倒的多数の患者が「自宅療養」を余儀なくされ、手遅れで亡くなったり、重症化したりする方が後を絶ちません。十勝で、そして足寄町で住民の命が脅かされるようなことがあってはなりません。新型コロナ感染拡大を止め、町民の命と暮らしを

守るために、以下の項目について質問いたします。

一つ、「原則自宅療養」への方針転換について、症状に応じて必要な医療を全ての 患者に提供することが必要と考えますが、 町長がどのように考えるか見解を伺います。

二つ、十勝圏において、現在確保されている病床数と宿泊療養施設のベッド数はどのようになっているのか。限られた医療資源を最も効率的に活用することを考慮して、今後も感染拡大が予想される中、町民の命を守るためにどのような対策が必要と考えているか伺います。

三つ、感染伝播の鎖を断つために、「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、従来の枠にとらわれず大胆かつ大規模に検査を行うことが必要です。

学校、保育園など子供の感染も急増しています。政府はようやく小中学校の抗原検査キットの活用を表明しましたが、早期に行政検査を行うよう町として働きかけるとともに、独自の対策も検討すべきと考えます。

私は今年3月議会の一般質問で、新型コロナウイルスPCR測定キットの導入を提案しました。町長は、調査・検討すると答弁されましたが、その後の取組について伺います。

四つ、町内の事業者が以前のようにとはいかないでしょうが、地域経済を回すために、山梨方式と言われている事例に学び、足寄独自の感染対策ガイドラインをつくり、事業者・利用者ともに安心の目安となるような仕組みづくりを検討できないでしょうか。

五つ、町内で複数の感染者が出て、「自 宅療養中」に症状が急変した場合の対応 策。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、渡辺町長。

〇町長(渡辺俊一君) 田利議員の「新型 コロナ感染拡大防止、町民の命と暮らしを 守るために」の一般質問にお答えいたします。

1点目の原則自宅療養についての御質問ですが、国は当初感染者であれば医療的に入院加療が必要ではない軽症の方も感染防止のために入院を勧めていましたが、感染者が増加してくると、重症で入院による加療が必要な方や重症化リスクが高い方の病床を確保することが難しくなることから、現在は重症患者や重症化リスクの特に高い方以外については、基本的に自宅で療養していただくこととなっています。

感染した方全員が入院できれば安心して 療養することができるとは思いますが、感 染者が増加している状況においては、重症 な方に必要な医療を提供するため、また、 医療現場崩壊につながらないよう、自宅や 宿泊療養施設での療養もやむを得ないもの と考えております。

なお、自宅や宿泊療養施設で療養している場合でも、保健所により適切な健康管理がされることとなっており、帯広保健所管内においては体調の変化に応じて必要な入院に移るなどの対応がされていると考えております。

2点目の十勝圏における病床数と宿泊療養施設のベッド数、町民の命を守るための対策についてですが、まず、病床及び宿泊療養施設等の確保は北海道が行っており、令和3年8月18日現在で、十勝圏において入院病床128床、宿泊療養施設190室が確保されております。

次に、町民の命を守る施策ですが、本町としましては、希望される方への新型コロナワクチン接種を着実に推進するほか、今後も国、北海道等からの情報収集に努め、必要時に帯広保健所等と連携を図ってまいります。また、町内関係機関との情報交換を行って連携を図るとともに、町民の皆様に情報を提供するなど必要な感染防止に努めてまいります。

3点目の P C R 検査キットの導入につい

てですが、令和3年第1回定例会において、田利議員より検査機器導入の御提案を頂き、調査しました結果、検査機器は他の機器に比較すると安価ではあったもののウイルス検出試薬が高額なことや、精度の高い検査は医療機関で実施する必要があり、本町においては任意PCR検査の実施体制が整わないことから、導入を見送りました。

また、市販されている短時間で検査結果が判明するPCR検査キットや抗原検査キット等については、国の承認を受けていない研究用のものもあるほか、検体採取のタイミングや場所によっては正確な結果を得ることができないなどの課題があり、現段階で町が公的に配布する状況にはないと考えておりますが、今年度、本町では受検体制整備として任意のPCR検査及び抗原検査を希望する方を対象とした検査費用の助成を行っております。

なお、行政検査については、現在、医師がコロナ感染症の疑いがあると総合的に判断した場合に、保健所の指示がなくてもPCR検査を受検できるようになっていることから、感染の疑いのある方に対しては速やかな検査が実施されていると考えております。

4点目の足寄独自の感染対策ガイドラインづくりについてですが、町内の飲食を伴う事業者の感染症対策については、以前より新北海道スタイルへの取組等の周知を図ってきましたが、第2回定例会において飲食店及び食事を提供する宿泊施設を対象にした足寄町飲食店・宿泊施設感染防止対策支援金の補正予算の議決を頂きましたので、6月から7月にかけ事業を実施しました。

事業内容といたしましては、外食産業等業界での感染症対策ガイドラインや山梨方式等を参考に、アクリルパーティションの導入をはじめ、町内の店舗でも取り組みやすい基本的な対策について町独自のチェッ

クリストを作成し、対応を行った事業者に 対して支援金を交付するもので、店内の来 客者の目につきやすい場所にチェックリス トを貼っていただき、来店者が安心して利 用できるよう努めていただいております。

5点目の自宅療養中に症状が急変した場合の対応についてですが、自宅療養をしている感染者の健康管理は保健所が実施することになっていることから、急変時には保健所が適切な対応を行うことになりますが、緊急性が高い場合等については、保健所から依頼を受け消防署で搬送対応することになっております。

また、本町におきましても、保健所から 依頼があった場合については、連携して対 応してまいりますので、御理解を賜ります ようお願いを申し上げ、田利議員の一般質 問に対する答弁とさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君) 再質問を許しま す。

5番、田利正文君。

○5番(田利正文君) 1点目のところで、何点かちょっとお伺いしたいと思います。

原則自宅療養に方針が変わったということについて、町長はやむを得ないというふうに思いますが、宿泊療養について触れられていないのですね。私の読み方が間違ってなければですけれども。重症化リスクの高い方以外については基本的に自宅で療養してもらうとなっては基本的に自宅で療養施設も含めているけれども、宿泊療養施設も含めているけれども、宿泊療養施設を使うなっているけれども、おるいは宿泊施設を使うかというふうにしてやることがまず必要だというふうに思うのですけれども。

それからもう一つは、医療現場の崩壊につながらないよう自宅や宿泊施設での療養もやむを得ないと考えておりますとなっていますけれども、この間の、昨日でしたか、昨日の夜のニュースで、これは大都市の話ですけれども、東京で8月だけで86

人自宅療養中に亡くなっているという報道 がありましたね。それはたまたま足寄外の 話で対岸の火事だというふうに見えるかも しれません。まだ足寄にはそんなことは関 係ないというふうに思えるかもしれません けれども、そういうところもきちんとやっ ぱりつかんでおかなければだめだと私は思 うものですから、ここのところの「保健所 により適切な健康管理がされることになっ ており」と原則そうなのです。それが立ち 行かなくなっているのが東京や大阪の事態 ですよね。そういうことがありますので、 素直に「そうなっております」と言ってい いのかなとちょっと思いがあります。もう ちょっと危機感持ってもいいのかなと、私 自身はちょっと答弁の中で思ったのですけ れども、その辺についてはどんなもので しょうか。

例えばもう一つ言いますけれども、かつては十勝管内に5つの保健所があったので すよ。今1個しかないのですよ。二次医療 圏と三次医療圏の特殊な状況の中で1個しかないと。しかも足寄だけでも香川県と同じでいるかけでするとかと前から言われているわけですね。その状況だからまだらいるかもしれまませんけれども、もし、中で対応ですからしれます。とお伺いしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 今まではコロナに 感染しているということが分かれば、全員 病院にと、今お答えしたとおりなのですけ れども、病院にということになっていまし たけれども、なかなか病院の体制が整って いないというか、感染されている方たちが 増えてきたということもあって、なかなか 全員を収容できない。そのほかの病気の方 たちもいっぱいいらっしゃるわけですか ら、コロナに対してかかる看護師さんたち、医療従事者の方たちの数も多いということもあって、なかなか病院に収容することができないという状況になっているということであります。そういったことがあって、自宅療養というようなことになったのだというように思っています。

一番はやっぱり感染者が非常に増えてきているという部分ですね。これ感染者が増えてこなければ、今までどおりでやれたわけですよね。それがやっぱりなかなか防げなかったというところなのだというより感染ないっています。ですから、やっぱり感染ないうように思がなかったというように思ならなかったのかなというように思っています。

いろいろと、多分国でもいろいろと議論 はされていたのだと思いますけれども、国 の体制としてやっぱりもっとコロナに対す る病院の病床の数だとか、そういったもの をもっともっと増やすだとか、その対応と いうのをきちんとしておけば、こういうよ うな自宅療養だとかということはなかった のかなというように思っています。そのこ とがやっぱりきちんとできなかったという ことがあって、なかなか病院には収容でき ない。その前に、宿泊療養施設というのも あったのですけれども、本当はその宿泊療 養施設に軽症の方だとか無症状の方だとか 入っていただいて、重症というか中等症だ とか、やっぱり医療的な対応をどうしても しなければならなくなってくると病院にと いうような、そういう体制になっていたの ですね。それがやっぱり、さっきも言った ように、なかなか感染拡大を止められな かったということがあってこういう状況に なってきて、さらには自宅にもというよう なことになったのかなというように思って います。

ですから、やはり一番はやはりコロナが 落ち着いている時期にもっともっと医療体 制をきちんと考えて、そういうように増え てきたときにどうするのだとか、医療体制 どうするのだとかというようなことをやっ ぱりきちんと考えてこなかったということ が大きな原因なのかなというように思って いるところであります。そこはなかなか町 村では、一つの町ではなかなかこれ考える ことができなくて、やはり国だとか北海道 だとかというところがやっぱりきちんと考 えていかなければならない分野なのだろう というように思っています。そういうよう なことで、ならざるを得なくなってしまっ たというのが実態かなというように思って います。

僕自身もやっぱりそうはいえ、先ほど田 利議員さんもおっしゃられたように、自宅 で亡くなられた方がいたりだとか、最近で いくと宿泊療養施設でも何か一人お亡くな りになったというような報道もあったのか なというような思っていますけれども、や はりそういうところはきちんと医療従事者 の方だとかがきちんと見守っていれるよう な施設に入っていたならば、お亡くなりに ならなくても済んだのではないのかなと、 こう考えるところであります。ですから、 病院の病床が足りなくなったからというこ とで、どんどん自宅だとかというようなこ とになっていますけれども、これは決して いいことではないと僕も思っています。そ のあたりは多分田利議員さんと同じ考え方 だというように思っていますけれども、た だ、現状として、そういうみんな思ってい ると思うのです。ほかの、僕だけではなく て、田利議員さんだけではなくて、皆さん 思っていると思うのだけれども、現状とし てそういうことになってしまったというこ とで、自宅療養もやむなしというか、とい うことなのだろうというように思います。

自宅療養やむなしとなったからには、や はり保健所がきちんとその自宅療養されて いる方たちの状況というのをきちんと把握して、必要なときにはすぐ病院だとかに行けるというような体制をきちんとやっぱりつくらなければならないのだろうというように思います。

そうなのだけれども、やはり患者さんというか、そういう感染者の方たちが増えてきたことによって、保健所も手が回らないと。なかなかそれぞれの自宅療養されている方たちの連絡もきちんと取れなってできたいるだとか、僕もテレビのニュースだとか見ていての話で大変申し訳ありだろうけれども、そういうようなことなのだりように思っています。

十勝管内にもかつては5つあったのが今 帯広に集約されたというようなことであり まして、本別にも本別保健所というのが あったのですけれども、そういうのが全部 帯広に集約されたということになっていま す。

やっぱりこのコロナのこんな感染症が起 きるというところはなかなか想像し切れな かったというか、こういったことになった ときにどれだけの体制が整えなければなら なかったのかだとかというところは、なか なかやっぱり今まで分からなかったという 部分があるのかなというように思っていま す。ですから、集約するのは集約しても構 わないけれども、いざとなったときにその 体制を全体でどう対応していくのかといっ たところが問題になってくるのかなという ように思っていますので、そういった意味 で、これからの対応というか、そういった ものをきちんと、今ちょっと落ち着いてき ていますから、少しずつ少なく、新規感染 者が少なくなってきている時期ですから、 本来こういうときにその体制というのをき ちんと考えていかなければならない時期な のかなというように思っているところであ ります。

なかなか国だとか、それから北海道だとかというところがやっぱり主役に、感染症の場合主役になってしまうので、町村でやることというのはやはり保健所からの指示だとかというようなことになりますので、そこは保健所と十分連携取りながら、町としても町民の方たちの健康と命を守るという取組を進めていきたいなというように思っています。

以上でございます。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) 今の町長の答弁聞いて、その辺では私と一致するという意味では安心しました。

それなのですけれども、2にもちょっと 絡んできますけれども、全部含めて行きた いと思いますけれども、今、町長言われま したけれども、保健所が管理して保健所 連携を密に取りながら保健所の指示に基づ いてもるというふうになってだけれ ども、それができているうちはいいと思う のですよ。今の十勝の場合、それはでき いるからいいのかと思いますけれども、そ うでない実例が日本の中であちこちに でないりないなからなっているわけですからね。 そこのところを やっぱり踏まえて、最悪の場合大丈夫かと いうところまで考えておかなければだめだ と私は思っているのです。

例えば、また話飛びますけれども、何年 か前に水害ありましたよね。あのときにダ ムの開けてくれと、放水してくれと町長が 交渉したことありましたよね。そのとき に、いや、ダムはきちんと管理規定にとます とで、ますという話がありました けれども、それと同じで、非常時ととけれども、それと同じで、非常時という けれども、それと同じで、まずでの運営いた と思うのですよ。それが今の現状だと思う のですよね。例えば、町長も言われてまし たけれども、医療体制がずっと脆弱になってきたと、それは何かといったら、町の責任ではありませんよね。保健所も統廃合したのも全部国の政策ですし、医療、病院の統廃合をずっとやろうとして、今もやろうと思っているのも国の方針ですから、町がどうこうできるものではないというのは分かります。

ただ、これもニュースですけれども、 ニュージーランドでしたか、女性の党首で すよね、あそこ、首長ですよね。あの方が 半年ぶりに陽性者が1人出たと。そうした らすぐ記者会見をして、ロックダウンだと いう発表をした。そのときにニュースで は、アンケートを取ったら、国民の8割以 上がロックダウンに賛成するというふうに 言っていると。それはなぜかという話をし ていました。この間ずっとトップの方が国 民の立場に寄り添っていろいろな話をして いるのですね。だからこういうふうにした い、だからこういうふうにするのだという やつを言っているわけです。それを納得し ているのですね。そういうのがあったとい うのが一つと、それから国ですから空港、 言わば国に入る出るをしっかりそこで止め るということをやっているのですね。その 発想すごいいいし、またやれるということ はすごいなと思ったのですね。そこが ちょっと全く我々住んでいる日本とちょっ と違うなと思ったのですけれども、そうい うところにあるのだけれども、それは国の 話であって足寄が何関係あるのだと言われ そうですけれども、だけれども、そこの中 にいる自治体として、あるいはそこにいる 議員としてどうするかということはやっぱ り考えておかなければならないという思い があるものですからね。

例えば、答弁の中にありました、コロナ 病床129床、それから宿泊療養のベッド が、部屋というのでしょうか、190ある と。そうすると、通告書で私触れたよう に、入院患者59人ですよね。違ったかな 私書いたのが、自分で。どっちみちプラス すると圧倒的にまだ入院病床と、それから 宿泊の部屋が空いているのですよ。それで もなおかつ菅首相が3日に原則自宅療養に すると方針が変わってから、十勝もぐっと 移行するのですよね。それは国の方針だか らもちろん従わなければならないというの は分かりますけれども、現実はこうして空 いているのに、なぜそこに入れて、例えば 僕は基本こう思っているのですよ。コロナ ウイルスをどこにあるかと分からないわけ ですから、やっぱり大規模に検査していく と、あちこちに職域なり地域なりでずっと 検査をしていって、分かれば、もし陽性者 が出ればそこは全部出入り業者も含めて、 家族も含めて検査するというのは当たり前 ですよね。そんなふうにして、大規模な検 査をやって、無症状の陽性者をあぶり出す というのでしょうか、発見するというので しょうか。そうして発見したらすぐやっぱ り隔離するのだと思うのですよ。それは重 症化してようとしてまいと関係なしに、無 症状であっても陽性者がいればそれは隔離 すると。そしてそれ以上広げないというこ となのです。そのためには、宿泊施設が必 要なのですね。そこにやっぱり入れるべき だと思うのです。入ってもらうべきだと思 うのですよ。そういうことをなぜしないの かなと思ったのですよ。今の十勝の状況を 見たら、空いているにと、まずそこを思っ たのですね。これについてはどうでしょう か。あえて聞くまでもないかと思いますけ れども。

〇議長(吉田敏男君)答弁、町長。〇町長(渡辺俊一君)お答えいたします。

まずは保健所との関係ですけれども、ここはきちんと連携を取りながら今までもやっていますし、保健所の体制が非常に厳しいのは厳しいのですけれども、その中で例えば宿泊療養施設だとかで人が足りなくなってくれば、やはり町から、足寄町だけ

ではなくて町村からも応援に行くだとか、 それから保健師さんだとかも、これは帯広 近郊だけだったのですけれども、応援に 行ったりだとかしています。そういった意 味で、市町村とそれから保健所の中で連携 をしながら、保健所の応援などもやって連携 をしながらところで、やはり保健所だけ で大変になるような状況が出てくれば、そ れは町村もお互いに応援しながらやりま しょうということでやっているところであります。

それから、今宿泊療養施設が空いているのに、なぜ自宅療養の方たちを入れないのかというようなお話でありますけれども、この後またやっぱり第6波だとかが起きるかもしれないというようなことがまだ言われています。今だんだん落ち着いてきていますけれども、この後また秋、冬にかけてまた第6波だとかというようなことも専門家の方などは言われているということです。

そういうことでいくと、この後まだまだ どうなっていくのか分からない状況の中 で、またまた十勝についてもかなり感染者 が増えてきたことがありましたけれども、 そういうことがまだまだこの後起きかねないということなのだというように思ませいのはいる方に思いて、 といる方たちは自宅で、やはり少し誰か 見守りが必要だというような方たちは病院 でというような、そういうすみ分けをしているというように思っています。

これがまた新規感染者がどんどん増えてくると、そういったところがだんだんいっぱいになってくると。宿泊療養施設もいっぱいにだんだんなってくる可能性があると。そのときに、今まで入っていた人を、すみませんけれども出てくださいと、自宅でいてくださいということというのはなかなかこれまた難しい話なのだろうというよ

うに思います。最終的に部屋が足りなく なったらそういうこともあるのかもしれま せんけれども、そういうのはなかなか難し いのだろうなと思っています。そういった ことも含めて、やはり今自宅でも大丈夫だ と思われる方たちについては自宅でお願い をしてというようなことなのかなと、多分 そういうことだと思います。

ちょっと保健所ではないので、はっきり したことは分かりませんけれども、そうい うことなのだろうというように私は想像し ているところであります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文君。

○5番(田利正文君) 今、町長答弁され たのは分かりますけれども、無症状の方で すよね。無症状の方はやっぱりきちんと分 けなければだめだという思いあるのです。 家庭にいたら、例えば家族5人いて、旦那 さんがかかったと。そうしたら周りの家族 4人、ほかの4人同じところにいるわけで すね。それは感染防ぐこと多分不可能だと 思うのですよ。だから宿泊療養施設などに 無症状であっても感染が分かれば隔離する ということが必要だというふうに僕は思っ ているのですけれども、それが今町長の答 弁では、多分自宅にいても大丈夫だと思う 人を自宅療養にしているのだと言われ、善 意に取れば私もそうだと思うのですけれど も、それで済むのかなという思いがありま

それで、今、町長も言われてましたけれども、これからデルタ株ですとかミュー株だとかと訳の分からないのがいっぱい出てきまして、変異株が増加すると言われています。その中で、原則入院、原則宿泊療養というやつを、できることをやっぱり直さなければだめだと僕は思っているのですね。

それから、コロナの病床とそれから宿泊 療養施設を、町長は不足したら困るからと 言っていましたけれども、それは不足すれば増やさなければだめだと思うのですよ。 それが対応しないとやっぱりコロナ感染症に闘えないと思うのですよね。無症状者をきないと、そういう思いがありますから、足りなければ増やすというなりなければ増やすという取組はもちろん町だけでできるわけでするわけでできるわけでできるわけれども、そういう姿勢を持っているかどうかというのはやっぱり問われるのだというふうに思うのですよ、いさときにね。そんな思いがあります。

そんなことちょっとつけ加えておいて、 3つのところに、3番目に入りたい思うの ですけれども、町内で陽性の方が出たので すけれども、陽性者発見のきっかけ、その 後の対応などについて、さらっとで結構で すけれども、教えていただけませんか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 全部についてははっきりとしたことは分かりませんけれども、お一方は熱がやっぱり出て、病院に行ってPCR検査、抗原検査を受けたということ。もうお一方もそういうようなことだというように思います。ですから、そこで検査を受けてというのがコロナに感染しているということが分かったという経過というか、ということになるのかなというように思っています。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

○5番(田利正文君) 町内に3つの医療機関がありますけれども、そこでコロナ検査ができるのでしょうかということと、具体的にどんなふうな検査になるのか。その対応などについて、これも深く要りません。教えていただけますか。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 町内の医療機 関でコロナ検査ができるのかということで すけれども、今、町内の3医療機関のうち、1医療機関が北海道の行政検査の協力をするという医療機関というふうになっております。

町内でPCR検査等はできません。なお、国保病院においては、抗原検査の医療機械がございますので、必要に応じて対応をすることが可能となっております。

以上です。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) 今、福祉課長の答弁で、国保病院に抗原検査の医療機器があると言われましたよね。それはどのように使えるのか。例えばの話ですけれども、陽性者が出ますよね。陽性者は当然保健所の関係で指示を受けてPCR検査やるのでしょうけれども、それ以外の濃厚接触者、あるいは濃厚接触者に含まれない方も含めて残りの人たちをそこで検査できるのかという単純な質問ですけれども。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、病院事務 長。

○国民健康保険病院事務長(川島英明君) お答えいたします。

国保病院、今、抗原の定量検査というものが今、福祉課長のほうからお話ありましたが、できることになっています。

これは約10検体分ぐらいを一度に検査できる機械で、時間も1時間ぐらいということで、今は例えば熱があってドクターが検査が必要だといったときに、まずその定量検査をして、そこでもし陽性になれば、保健所に連絡をしてPCR検査の検体採取、これを行うということになっています。

あと、もし例えば事業所でそういった方が出て周りの方が心配だという方が出た場合は、それはちょっとケース・バイ・ケースで御相談いただいて、自己負担はかかってくるのですが、その都度御相談いただければなというふうに思っています。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

○5番(田利正文君) 分かりました。

次ですけれども、小中学校での抗原検査 キット、道教委から無料配布にするために 希望調査があるというふうに聞いたのです が、足寄ではそれはどのようになっている でしょうか。

〇議長(吉田敏男君)教育次長、答弁。〇教育次長(丸山一人君)お答えいたします。

ただいま質問ありました新型コロナウイルスの検査キットですけれども、これは道教委の文科省のほうから新型コロナウイルスの感染症のクラスターの大規模化により医療の逼迫を防ぐ観点から小中学校に対しまして、抗原定性検査をできる簡易的な検査・ットを配布する旨の通知がありました。基本的にはこれは教職員が使用することを想定しております。医療機関を直ちに受診できない場合など、補完的な対応としてのものでございます。

以上です。

あと、本日現在まだ届いておりません。 以上です。

- **〇議長(吉田敏男君)** 5番、田利正文君。
- ○5番(田利正文君) それはあれでしょうか。全生徒分申し込むというか、向こうから来るということでしょうか。申し込むのでしょうか。そして、それは教職員が全部生徒に対してやれることができると。
- 〇議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。
- ○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

今回配付される希望調査については、希 望個数について足寄町教育委員会から希望 個数を申し込んでおります。

ただ、これは検査キットについては教職 員が使用するということを想定しておりま して、ただどうしても直ちに医療機関で検 査ができないといったような場合につきましては、小学校4年生以上の児童生徒には保護者の同意を得てキットを使用することは認められているというシステムということになっております。以上です。

本町の希望個数は30個ということにしております。30セットです。30個ですね。(「30人分ということですか」と呼ぶ者あり)

そうです。

- ○議長(吉田敏男君) 5番、田利正文君。
- ○5番(田利正文君) 同じことですけれ ども、保育園、学童でのこれに関するよう な取組というのはどうなのでしょうか。
- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- ○福祉課長(保多紀江君) 保育園等、学 童保育所に関しましては、キットの配付と いうのは今のところないと思っておりま す。

以上です。

- O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。
- ○5番(田利正文君) 私が聞きたかった のは、配付がないのは分かりますけれど も、その後の対策などは考えているのかと いうことも含めて話してくれると助かった のですけれども。
- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- ○福祉課長(保多紀江君) 対策という御質問でしたけれども、まず通園、通所をされている方に関しましては、毎日体温とかをはかっていただくとか、基本的な体調管理というのはまず御自宅でしていただいて、登校とか通園の際にはそれを確認していることと思っておりますので、利用時にはもし体調が悪かったりとか、朝から体調が悪かったりとか、途中で体調が不良になった場合に関しましては、保護者の方になるかと思っております。

以上です。

 〇議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) 小学校の関係ですけれども、小学校が今足寄では当面必要ないと思いますけれども、コロナの関係等で学年、学級閉鎖、学年閉鎖となった場合に保護者に対する支援として、小学校休業等対応助成金というのがあるのだそうですけれども、それらについてしかるべきときに保護者の方にこういうのもありますよというふうにお知らせする必要があるのではないかと思うのですね。その辺についてはどうでしょうか。

〇議長(吉田敏男君)教育次長、答弁。〇教育次長(丸山一人君)お答えいたします。

道教委等から保護者に対する通知については、その件を含めて学校を通じて周知させていただいているということでございます。

以上です。

- O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。
- ○5番(田利正文君) もう一つですけれども、これも今の足寄には必要ないと言われそうですけれども、学級閉鎖とか学年閉鎖とか、あるいは全校閉鎖などということがある場合、そのときに基準というのはもちろん国で示されているのでしょうけれども、足寄独自にそれに上乗せしてこうするとか何とかと細かくなっているとか、あるいは対策としてはこうなっているとかというのはあるのでしょうか。
- 〇議長(吉田敏男君)教育次長、答弁。〇教育次長(丸山一人君)お答えいたします。

学校の臨時休業等の取扱いについては、 文部科学省のほうからガイドラインが示さ れております。また、そのガイドラインに 基づきまして北海道教育委員会においても 独自の見解を定めまして、各市町村教育委 員会に通知をされております。例えば、臨 時休業の期間としては5日から7日程度とするなど、目安が示されているわけですが、本町としては独自な形というふうには考えておりません。あくまでこの状況に応じて保健所だとか、福祉部局と連携を取りながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

 〇議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) これも勝手の話で すけれども、足寄町内の福祉施設なり保育 所なり学校なり、あるいは事業所で陽性者 が出た場合、当人は保健所からの指示でい ろいろやられると思うのですけれども、そ れ以外の方どうなるのだろうと。あるい は、例えば職場であればそこの職場の方の 家族も含めて、不安になると思うのです ね。そのときに検査キット、そういう陽性 者が出た直後というのでしょうか、保健所 との相談しながらだと思うのですけれど も、検査キットを配ってまず調べてくださ いというふうにできるのかどうかという思 いがあるのだけれども、できれば逆に周り の方たち、家族も含めて、あるいはそこに 出入りしている人たちも含めて安心できる のかなという気がするのですけれども、そ の辺はどうなのでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

 陰性であることが確かに分かるかもしれませんけれども、その後、症状が変わることもございますし、濃厚接触者と接触したからといって感染するわけではありませんので、その段階を踏まえての対応が必要なのかなというふうには思っております。

濃厚接触者は保健所が2週間ぐらい自宅で待機してくださいとか、ほかの方と接触しないでくださいというような指示が出て、健康観察を受けますけれども、その方たちが症状が変わった場合に関して、陽性者になった場合とかについては、またで、その方、感染した方とか濃厚接触者の方との方は検査等をすることで逆に、何というといけない。本当に必要に応じて検査を受けていただくほうがよいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

〇5番(田利正文君) すみません。説明 受けていても分かったつもりで聞こうと 思っても忘れるのですけれどもね。

濃厚接触者が出た職域で、それ以外の方が今福祉課長言われたように、不安を解消するために検査キットなのか、先ほど病院にあるといった抗原検査機器ですか、それを使うのかちょっと分かりませんけれども、そういったことをすることが町単独ではできないということですか。それはやっぱり保健所の指示がなければだめだということですか。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

〇福祉課長(保多紀江君) ただいまの質問にお答えいたします。

まず陽性者についてなのですけれども、 このたびは町職員が出たということで、先 ほど町職員がどのような経緯で受診したか とかいうことを細かく少し説明をさせてい ただきましたけれども、ほかの方に関しましては、どの方が陽性になったとか、町のおとはことは野藤になったとは町でおりまずをも個人情報ということで把握しておりませんので、もし、先ほど病院の事務であるとからまずないましたけれども、事業所なども、であるとかがあるとかがあるとかがあるとかいますけれども、ことで御理解いただきたいと思います。以上です。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

〇5番(田利正文君) それは分かるのです。

そういった場合に、例えばです。A社という会社があって1人が陽性で保健所が入ってきてPCR検査やって分かったと、そうなったときにですよ、そうなったときに、そうしたら社長が残りのこと心配だから国保でちょっと調べてくれないかといえば、それはできるということですか。それは保健所のオーケーがなければそれもだめだということですか。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 例えば事業所で1人陽性の方が出た場合に関しましては、先ほども申しましたとおり、保健所がまず濃厚接触者を確定します。なので、濃厚接触者を確定します。ならではなきでではなった方については任意でもりができなります。残りの方が心配だとか、そういう場合については、例えばですね、介護事業があって、ほかの方に感染のおそれがカラスターに発生するような場合に判断しまして、国保病院で協力をさせてもうらというようなことは今後あるかなというふうには思います。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

〇5番(田利正文君) すみませんね。理 解度が足りなくて。

今A社と言いましたけれども、A社の場合で本人はいいですよね。だからそれ以外のところは、そうしたら行政検査はできないけれども、会社が経費を負担すると、だから残りの従業員全部国保に行って検査してほしいというふうになった場合には、それは通るのですか。

〇議長(吉田敏男君) 病院事務長、答 弁。

〇国民健康保険病院事務長 (川島英明君)

田利議員がおっしゃっているのは、例えば会社で陽性者が出てその周りに複数の方が心配する方がいて、社長はこれはお金出すから国保で検査してくれというような話だと思うのですが、それは最終的にはドクターの判断にはなるかと思うのですが、できるだけ検査の試薬もございますので、自己負担がちょっとかかるという部分はありますが、お約束はできないのですが、その都度ケースに応じて御対応させていただくということになろうかと思っています。

 〇議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

以上です。

○5番(田利正文君) ちょっとしつこく てすみませんけれども、そういった場合に は社長がそうしたらドクターに相談して、 残りのうちの従業員全部検査してほしいと いうふうに言えば可能だということでいい ですか。そういうふうに理解して。

〇議長(吉田敏男君) 病院事務長、答 弁。

〇国民健康保険病院事務長 (川島英明君)

いろいろなケースがあると思うのですよ ね。なので、その状況に応じて、検査も本 当に今しても実はウイルス量があまり出て いなくて陰性になるということも結構ござ います。なので、総合的にそのときにはドクターが判断することになると思うのですが、これはやったらいいという話になれば当然それはお受けするという形になろうかと思いますが、全てをやるという形のお約束ということは今ここではできかねるということになります。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。
- ○5番(田利正文君) 何となく分かった ののですけれども、会社を経営している方 とドクターが相談をされて、それなら必要 ないというふうに判断すればそれは分かり ます、というふうに理解していいのでしょ うかね。そういうレベルの問題だというふ うに。

例えばもうちょっと分かりやすく言う と、A社の社長がほかの従業員のことが検 を、と、従業員も不安になってからないというになって陰性になって陰性になからないということがあるけれどものところで現まないから今のところで現しいとないうことを調べてはいからことを調べてはいる場合に、それはドクターと相談ですね、そうに理解していいのでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 時間であります。

昼食のため、午後1時から再開をいたし ます。

暫時休憩をいたします。

午後 1 2 時 0 0 分 休憩 午後 1 時 0 0 分 再開

- **○議長(吉田敏男君)** 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。
 - 一般質問を続けます。

答弁から。

病院事務長、答弁。

〇国民健康保険病院事務長(川島英明君) お答えいたします。

実施したほうがよいかにつきましては、 あくまでもドクターが総合的に状況等を判 断して決めるということになっておりま す。

ただ、ちょっと具体的な事例はお話はできないのですが、既にこれまでもそういった実例がございます。ですので、事業所等で陽性者がもし出た場合で感染拡大につながるおそれがあるというようなことが想定されるようなケースについては、恐らく検査する方向ということになるのかなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

- **〇議長(吉田敏男君)** 5番、田利正文 君。
- **〇5番(田利正文君)** 議長、上着脱いでいいですか。(議長「いいです」と呼ぶ)

ちょっと遡ってお話聞きたいのですけれども、職員の方が2人出たとありましたよね。そのときに私、さっき言ったような家族の方が不安の声というのは上がらなかったのでしょうか。それは把握していないでしょうか、そういうようなことは。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。
- 〇町長(渡辺俊一君) 個別の話になるりと、なかなか個人情報みたいなることであるとで、なかなかお話しすることの方としずられがではずっとしばらくもあってざいますければも、自然をというようなことがでは、というの人たちについてはでいるというないの人たちについてはというような、そういうもというような、そうととか、で、濃厚接触者の方についてはそのとの方にではできるというにでいるというにではその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはその方についてはあります。

CR検査だとか、そういう検査をしますけれども、ほかの方たちの部分では不安は多分あるというようには思いますけれども、 濃厚接触者にはなっていませんよということになっております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番。

○5番(田利正文君) この点では最後ですけれども、町内の事業所あるいは家庭などで陽性者が出た場合に具体的な対応の仕方、多分僕らの頭の中もそうですけれども、こうなった場合こうなるということは、テレビでもいろいろな報道されていますから分かっているだろうという思い込みあると思うのです。

例えばの話ですけれども、交通事故、自 分が主体的な責任を多くして事故を起こし てしまった場合に、普通は110番に電話 すると覚えていますよね。多分現場で自分 がかなりの責任重い範囲で事故を引き起こ した場合に多分頭真っ白になって110番 浮かばないと思うのですよ。それからいつ もお世話になっている代理店に、どこに電 話しようかと多分浮かばないと思うので す。それから、目の前で家で天ぷらでも揚 げていてぶわっと火が出たときに消す方 法、ふだんなら多分分かっていると思うの ですけれども、多分だめだと思うのです ね。そういうときの場合があるだろうとい うことを想定して、陽性が出たところの事 業所なり家庭なりで陽性者以外の家族の方 がどういう対策を取るべきかということ を、このぐらいのA4などにイラスト入り で分かりやすくつくったもの、書かれたも のを配布する必要があるのではないかとい うふうに思っているのですけれども、その 辺については見解どうでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 基本的にコロナが 感染している、していないという部分が分 かったときに、多分いざといったときに、 自分がどう対応したらいいのかだとかとい うのはなかなか分からない部分というのが いっぱいあるのかなというように思いま す。

それで、基本的には病院だとか、そういったところで検査をするわけですから、そういったところでこの後の対応をどうするのかいう部分をきちんとお話がされる保健のかなというように思っておりますいなものがなと。家族の人たちにも、定程のが来るのかなと。家族の人たちにも、この後のがなどのかといったものがなどのよういったものが表されて、この後の感染対策だとか、活毒のやり方だとか、そういったものは保健所から指導がされるものというように思っているところであります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

○5番(田利正文君) それはそのとおり だと思います。ただ、行政として各家庭 に、私言いましたようにA4でもいいです ね、1枚ぐらいで文字がいっぱい書いてあ るのはだめだと思うのです。イラストで、 例えばマスクをしますだとか、トイレはこ ういうふうにしますとか、流しはこういう ふうにしますとか、手洗いはこうしますと かと図入りで入ったやつを、それこそ冷蔵 庫にぽっと貼ってくるようなやつを裏表で もいいのですけれども、言葉悪いですけれ ども、しつこいぐらいそういうのが繰り返 しあってもいいと思うのです。いざという ときに絶対対応できないというのが人間だ と僕は思っていますので。例えばですけれ ども、そこの渡し廊下どんとぶつけたとき に、ぶつけた運転手の方相当動揺したので はないかと思うのです、そのときは。どこ に連絡しようかとまずは、それと同じだと 思うのですよね。そういう意味で、もちろ ん保健所や病院でそのときにはきちんとそ ういう対応をしてくれるのが当たり前です けれども、ふだん日常的に家庭の中にそう いう町がつくったイラスト入りの分かりやすいのがあってもいいのではないかと思いがあるのですけれども、あえてもう一回聞きます。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 文字がいっぱいないものでイラスト入りというような、ちょっと要望でありましたけれども、感染の疑いのあるというか、心配のある方も今使って受診の方法ですとか、あと家庭内できる感染が疑われるときに家庭内で注意いただきたいポイントとか、ちょっと文をは思いますけれども、そういというものをまとめて広報のほうに載せたいで、見やすくなるかどうかちょっと分かりませんけれども、周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

○5番(田利正文君) できれば広報に別刷りで、裏表で、表は陽性者になった方、なった場合にはどうするか。それから家族の方どうするかというふうに、できれば分かりやすく、広報から抜き出して貼っておけるようなものをぜひつくっていただきたいということを最後に言っておきたいと思います。

4点目に入ります。

4月30日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名という長ったらしいので、感染対策に係る認証の基準案をベースにして第三者認証制度の導入に可及的速やかに着手してくださいというのが出ているのですね。もちろんこれ都道府県知事宛てなのですけれども、それも見させてもらいましたけれども、山梨県のモデルを中心にしてそこから何というのでしょうか、いいところ、ちょっと言葉悪いでしょうかね、いいとこ取りをして国の基準を決

めて、そしてそれを基にして、ここで言え ば町独自の、何というのですか、感染症対 策の山梨で言えばグリーン・ゾーン認証 チェックシートというのですか、そういう ものをつくりなさいとなっているのです ね。山梨のやつを見ますと、テレビなどの 報道では50項目にわたってと書いてあ る、報道されていたのですけれども、これ 見たら、1つ目が来店受付、会計のところ の1項目起こして、そして2つ目が案内、 食事のところ、3つ目が施設の管理、4つ 目が従業員の感染予防対策、5つ目が接待 を伴う場合の感染予防対策と5つの項目上 げてあって、その中にチェック項目がいろ いろありまして、合計で私数えたら115 あるのですよ。115個あるのですね。そ れぐらいきちんとやって、しかもどこだか の県のように、業者が自分でチェックして これでお願いしますと申請をして、町のほ うからシールが行くというのではないので すね。申請があったら、事務局の方が行っ て、ここでいえば足寄町の誰か担当者の方 が行って、現場がどうなっているのかと、 換気がどうなっている、受付どうなってい るというやつを全部チェックするのです よ。そして、オーケーであれば認証を出 す、認証を渡すときに初めて、さらに2回 目のチェックをして大丈夫ですねと認証を 渡すのですね。終わった、そして営業が始 まった後にまた途中でまたチェックに行く のですよ。本当に換気そうなっているかと か、トイレのところそうなっているかとい うふうにチェックに行くのですね。明日行 きましょうというのではなくて抜き打ちで 行くのですよ。そういうふうな繰り返しの チェックされていて、それが成り立つので はないかと思うのです、そのグリーン認証 制度がね。それを例えばの話ですよ、足寄 であればそれをもっとつけ加えて、具体化 する必要あるのではないかなと思ったので すけれども、足寄は狭いですから、それか ら国道とか鉄道がないですからね。国道で

ないや、鉄道と空港です、がないですから、国道が、言葉悪いですが、封鎖されていれば出入りできないわけですよね。そういう条件にあるところがこういうチェック制度がきちんとされていたら、営業がきちんとできるのではないのかと。言わば地域の経済を回すことができるのではないのかという思いがありまして、ちょっと見解をお聞きしたいなと思っていたのです。

例えば、足寄町であれば、山梨で出てい る115項目にわたるチェック項目がある のでそれにプラスして、もちろん氏名と連 絡先は聞きますよね。町民であれば多分顔 なじみで分かっているからそれ以上聞かな くてもいいと思うのです、連絡先と名前だ けあれば。あとはもし町外の方が来たので あれば、どこから来たのか、どこへ行くの かというのを記入してもらうだとか。ある いはグループで来たらグループの代表者の 名前と連絡先とグループの方みんなの連絡 先分かっているのですねと確認してもらう というようなことをチェックしておけば、 本当にある意味安全・安心の目安がつい て、来店する方も営業するほうもできるの ではないかという思いが何となくあるので すけれども、その辺は甘いでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 足寄町におきましても、足寄町の飲食店、宿泊施設、感染防止等の対策支援金ということで事業を行っておりまして、その際に足寄町独自のたってございます。ただ、その中には、来店者の住所ですとかだ、そういった名簿を記載するような項目がたった名簿を記載するようなでしたので、そういった取組も必要であろうかと思っております。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) ここに勝毎の記事 がありまして、町長がチェックに行かれた

写真が載っていましたけれども、それで補助金を出したということですね。

今、私が山梨の例をと言っているのは、 さらに踏み込んでいただいて具体的に、ど ういうふうに言ったらいいのでしょうか ね、A4なのですね。A4でこうやって、 6枚ぐらいあるのですけれども、全部1個 1個チェックしていくのですよ。さっき 言った5項目、受付の場合とか会計の場合と か飲食の場合とかというふうにしてチェッ クをしていって、これで本当に感染予防で きるだろうかという項目が入っているの で、そういうチェックをされると。それを 具体的に担当者の方がチェックをして、言 わばだから第三者認証というのてすけれど も、第三者の方がチェックをして、これな ら大丈夫だよという認証をすると。そのと きに足寄で言えばアユミちゃんに、でかい のをつくっていただいて、でかいのという か、お店の外に、この店は安全なお店です よといって、アユミちゃんお勧めの店です というような認証シールを貼ってもらう と。それから中に入ったら、席のところに こうやって貼ってあるとか、小さいやつを ね。認証シールを貼っておくというような システムにできないかと思うのですよ。そ うすることによって、行くほうも営業する ほうもいいのではないかと。例えば4人で 限定しなくても6人来てもいいですよと、 こういうふうに対応を広くしてあるので大 丈夫ですよと。例えば10人来ても大丈夫 ですよと、そういう部屋があればですけれ ども、そういうことも含めてできるような チェックシートをつくると、足寄独自ので すよ。ものまね全部でなくても、というこ とが必要でないのかと思うのですよ。

これまたとっぴな話をしてちょっと語弊を招くかもしれませんけれども、さっき言ったみたいに足寄は空港ないし鉄道ないから、阿寒方面、陸別方面、上士幌方面、それから芽登から行く道道のところ、そこで全部チェックできる体制などというかが

あればですよ、できるとすれば、そこで チェックすれば出入り全部チェックできま すよね。できないのかなと、それは分かり ませんけれども。ただ問題はそんなことが 法的にできるかどうかというのもあります けれどもね。交通事故でもないのに、大災 害でもないのに、パトカーがはいつくばる わけにはいきませんから。例えばの話です けれども、そんなふうにして物理的には可 能だなと思ったものですから、それをやっ ぱり行政の中で、営業されている方の意見 も聞きながら、町としてはこんな制度をつ くりたいと思うのだけれども、どこまでで きるかといろいろな話もやっぱり聞いてみ る必要あると思うのです。もちろん経済課 長などは多分その辺は実情を分かっている から、ここまでは踏み込んでもいいのでは ないかというところはあるのではないかと 思うのです。だとすれば、そういうチェッ ク項目を起こして、そしてやっぱり議論し てみる必要あるのではないかと思うのです けれどもどうでしょうかね。もう一度お聞 きしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長 (渡辺俊一君) お答えいたします。

コロナウイルスの関係でいけば、足寄町がだとか何々県がだとかということではなくて、本当に日本全国どこでもという話になるかと思います。それからもっと言えば、本当世界でも同じような対策をきちんと取らなければならないという、そういう状況に今なっているのだというように思っています。

そういった中で、これまで国も、それから北海道もいろいろな対策を取ってきていまして、新しい生活様式ですとか、それから北海道でいけば新北海道スタイル、そういったものを取り組みながら、こういう形で皆さん生活様式としてこうやっていきましょうということで取組を進めています。その中では、毎回言っていますけれども、

基本的な感染予防対策、それぞれ人と、手指 問に距離を取りましょうですとかです。 用しまうですとかます。そういかなりですとかます。 生活していますがないのではないです。 生活していなければならいてももでいてもないないでも、 をされたいないないではないではないでも、 をでいても、そういとはないでもないでも、 にいてもないないでもないでもないでも、 にいてもないでもないでもないできないできないできないがなというように思っています。 とればなのかなというように思っています。

そういった中で、今、足寄町独自でということでお話もございましたけれども、足 寄町独自でこれをやれば大丈夫だよという ことではなくて、どこに行ってもこれをや らなければだめだよということがやっぱり 必要なのかなというように思っています。

山梨でそういう山梨方式だとかということでいろいろな取組もやっていますけれども、それも基本的な部分というのは皆同じことなのかなと思っています。山梨だから特にこれをやるだとかということではなくて、基本的なこの感染対策というのを具体的に項目に落とすとこういうことになりましょうのを出されてきて、山梨ではこういうことをやりましょうねということでチェックリストができたのだというように思っています。

足寄町でも、先ほどのお答えした中にも ございますけれども、それから先ほど経済 課長のほうからもお話しさせていただきま したけれども、飲食店、宿泊施設感染防止 対策支援金という補助金を出すに当たっ て、やはりそれぞれのお店でいろいろな対 策きちんと取っていただきましょうという ことでチェックリストをつくって、足寄町 においてもチェックリストをつくって、山 梨ほど項目は多くありません。足寄町のお 店の方たちがこれだったらきちんとできる よねという、そういった項目をきちんと出 して、そういう項目をやってくださいとい うことで、それでお話をさせていただい て、それぞれ申請をしていただくと。その 中で申請していただいてそれを、先ほど新 聞にも載ってましたよということでお話あ りましたけれども、チェックをしに行っ て、中身をそれぞれきちんとやれているか どうかということをチェックして、その チェックした紙をそれぞれお店に貼ってい ただくと。それはお店に来た方たちもその チェック表が見れるということで、このお 店はこういうことをやっていますよという ことをきちんと来られているお客様たちに もお見せするという部分で、きちんと胸を 張って私はこういう対策をやっていますよ ということでやっていただいている、そう いう取組となっています。

そういう取組をしていただければ、感染対策ということで消毒液ですとか、アクリル板ですとか、そういったものを買うときのための補助金を出しましょうという形でかっていますので、そういう形で山梨方式のように細かい、もっときっともってもっともっと細かい、そういうチェックリストというところまでは行っていませんが、そういう形で足寄町では取組を進めているというところであります。

そういう取組をして、そういうものが 貼ってあるお店ではきちんと対策していま すよと、そうしたらお客さんもそれ見て、 そういう対策きちんとやっているのだった ら安心してこのお店には行けますねという ような形になるのかなというように思って おりますので、おおむね田利議員さんが言 われているようなこととちょっと規模は小 さいかもしれませんけれども、同じような 取組をしているということで御理解いだた ければというように思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文

君。

○5番(田利正文君) 町長言っているとおりだと思うのです。それはそれでいいのだと思うのです。どこに行っても基本的な感染対策取らなければだめだというのも、今のは当たり前ですからね。多分世界中どこ行ってもそれは当たり前だというふうになっているかどうか分かりませんけれども、少なくても日本ではそうなっていると思うのですけれどもね。

さらに、地域の経済を回すという立場か らすれば、もう少し踏み込んで、山梨方式 にこだわらないのですけれども、例えば鳥 取でもやっているし、あちこちでやってい るのですよね。そうして例えばここで言え ば、本別と陸別と足寄で協力してそういう こともやるだとかというような方式をやっ ているところもあるのです。だから、そん な発想で、ここに町長の答弁によると、町 内の店舗でも取り組みやすい基本的なと、 言葉尻をあげつらうわけではないですけれ ども、これはちょっとあれかなという気が するのですよね。そうではなくて、もっと 踏み込んだ上で、足寄町でここまでならで きるのではないかとやっぱり提案する必要 あるし、合意を得る必要あるのではないか と思うのですよ。その上で営業もやっても らうと。そうすれば、もっともっと飲食店 の人たちの仕事も増えるのではないのかと いう思いがあるものですからね、もう少し 踏み込んでいけないかと思うのですよ。そ うして、例えば山梨でいえば、それはホー ムページに載っているのですよ。何を食べ たいと調べるときに、青マークで出るので すね。拡大するとびゅっと大きくなって、 ここで言えば何々店とお店の名前が出るの ですよ。ここは認証マークつきですよと認 証マークが出るのですよ。そこに行こうと なるのですね。だからそこまでやってい て、もちろんビラなどの配布もここでも やっていますけれども、そこでもきちんと 出てくる。だからそうやって出す以上は、

町としての安心、大丈夫だよと言えるやつをやっぱりしっかりつくって、その上で第三者がきちんとチェックをすると。町長自ら行く必要は私はないと思いますけれどもね。担当者の方がしっかりチェックして、そういう意味で第三者認証という仕組みをやっぱりつくるべきではないかという思いがあるのですけれども、改めてもう一回聞きます、すみませんけれども。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(渡辺俊一君) 今までお答えした 部分、これがそういった意味では田利議員 さんが言われる足寄町の認証ということだ というように考えています。

それで、取り組みやすいという部分とい うのはちょっと頑張れば取り組めるよと、 これだったらできるのではないですかとい うところの取組でありまして、そういった 意味では、きちんと新北海道スタイルです とか、新しい生活様式ですとか、そういっ たものに対応できる内容となっています。 ですから、まあまあこのぐらいでいいで しょうとかというような、そういうもので はありません。きちんとお店、席と席との 間隔取るだとか、アクリル板きちんと立て るだとか、それから消毒、お店入ったとき にきちんと消毒するだとか、そういような きちんとした取組、そういう取組がきちん とされていますよということをチェックを して、それは私も行っていますけれども、 それは全部が全部私が行くわけではなく て、うちの職員が行ってチェックをしなが ら、そういった取組がきちんとされていま すねというところを見て、そして、チェッ クリストにきちんと名前を入れて、貼って くるという形で取組をしていますので、ほ ぼほぼこういう、田利議員さんから言われ ている取組とはちょっと違うかもしれませ んけれども、ほぼほぼ同じような取組をし ているものと私どもでは考えているところ でございます。

以上でございます。

 〇議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) その取組の中で例えばこれまでは最低4人ぐらいにしてくださいねとあれがありましたよね。大勢で行かないで。例えば大きなところ、いつも議会が12月に終わったら、執行者と議員とで交流やるような、ああいう広い部屋があるところ、ああいうところも活用できるというふうになっているのですか、今の基準では。例えば5人とか10人でも、あるいは15人でも大丈夫だとなっているのでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

○町長(渡辺俊一君) 4人、一つの飲食、会食するのは4人以下でということについては、これは国全体でそういうことになっていますので、それはそのとおりです。4人以下でということになります。

当然広い部屋があって、それで4人、きちんと間隔を取って、また4人だとかという、大きな部屋で4人同士で来られた方たちが何か所かに分かれて座る、これは当然あることだというように思っています。ただ、みんなで10人でやるだとか、10人で会食するだとかと、そういうのはなるべく4人というこのところからいけば多くなりますので、やはり基本は4人で会食は4人までということになるというように思っています。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

○5番(田利正文君) この議論ばかりしてもだめでないかと怒られそうですけれども、そういう場合の小さい部屋で4人だとか、テーブルがあるところで、それは分かります。大きいところでそういうふうに分けたときも含めて、換気のシステムをきちんとチェックするようになっているのでしょうか。基準によると、1人当たり何立米だかと書いてあるのです。それがどんな

ものかと見たことないから私は分からない のですけれども、そういう基準もクリアす ればと、そして、空気清浄機をそこに置く だとか、あるいは扇風機をこっち側に向け て置くだとかというようなことも書いてあ るのですね。そんなことも含めて、それも 入っているのでしょうか、足寄のやつの中 に。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

○町長(渡辺俊一君) ちょっと数字的なものはちょっと載ってはおりませんけれども、定期的な換気を行うですとか、窓ですとかドア等を使って定期的に換気を行う、また常時換気扇などを可動する、そういったことをやりながらの換気をきちんとやってくださいよということは項目の中には、チェックリストの中には入っております。以上でございます。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

〇5番(田利正文君) これは全く個人的 な見解ですのであれですけれども、換気、 目に見えませんよね。テレビの実験のやつ をやっていたことがありましたけれども、 煙でしょうか水蒸気でしょうか、何か出し ながら、こうやってどのぐらい空気が流れ ていくかということをやっていましたけれ ども、あれぐらいないと分からないと、目 に見えないから。そんなこともやっぱりき ちんとやられてないと、やってください ね、戸を開けてくださいね、これから足寄 寒くなりますから、戸を開けてそう簡単に 換気できるようにならないのではないかと 思いがあるのですね。そんなこともありま して、ぜひそんなことも今後含めて、ぜひ 検討していただいて、もしよりいいもので きるのであれば、含めて具体化をもっと進 めて、前に進めていただきたいというふう に思います。

最後のところに行きます。

冒頭で私は言いましたけれども、コロナ の問題、災害レベルの対応が必要だという テレビの中で専門家なり政治家の方が言っ たりしていましたけれども、そんな思いが ちょっとあるものですから、社会的備えだ とか、あるいは政策的な対応いかんによっ て被害が拡大するというのは、これはもち ろん分かります、足寄の例を見ていても ね。例えばの話です。一番悪いほうに想定 してお聞きしますけれども、自宅療養者、 私あえて自宅待機者と言いますけれども、 自宅待機の方が容体が急変したとき、その 対応、それが1人の場合ならまだ分かりま す。救急車呼んで運べばいい。2人いた場 合どうするのか。今、十勝そうなっていま せんけれども、帯広に救急車で運んでも入 院する施設がないとなったときに、東京や 大阪みたいに、そのときどうするのかとい うところまで今は考えてないでしょうか。 あるいは、そうなった場合、こういうふう にしようと思うというマニュアルぐらいは 考えているのでしょうか。

〇議長(吉田敏男君)福祉課長、答弁。〇福祉課長(保多紀江君)ただいまの質

問にお答えいたします。

先ほど答弁のほうでも申し上げたのです けれども、急変時には保健所が適切な対応 を行うということになっておりまして、複 数人になった場合にということもあるのか もしれません。心配しての対応なのかなと 思うのですけれども、まずは保健所から陽 性になって自宅で待機している方に、体調 が急変したらここに連絡をしてくださいと いうような連絡先が初めに保健所のほうか ら示されるということで、国のほうから通 知が出されております。その連絡した先が お医者さんとか、病院と連絡を取って調整 をして、そして必要な対応をするというこ とになっておりますので、一回救急車で運 ばれてたらい回しになるというよりは、ま ずは保健所の関係機関が入院先を調整し て、そして対応というか、搬送なり、もし くはもしかしたら救急車ではなく保健所の

用意した車両かもしれませんけれども、何

らかの輸送手段で病院等に搬送されるとい うことになるかと思います。

なお、それがたくさんの人がそうなった らどうなるのだろうというようなことなの ですけれども、それで病院がいっぱいにな らないように今自宅療養ですとか、宿泊療 養ですとか、そういうふうに振り分けをし て療養していただいているのだと思います が、今後感染者が増えて病床数が、入院率 が高くなるようなことになれば、北海道と か国が病床の利用計画みたいのを立ててお りまして、そちらで増床していくというよ うな形になるかと思います。

以上です。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

○5番(田利正文君) 今言われているこ とは分かるのですね。保健所が対応する。 それもいいのです。そこの先なのです。今 はないからそんなことあり得ないだろうと 言えないだろうという思いがあるから、あ えて聞くのですけれどもね。大阪や東京な どでは保健所に電話つながらない。かかり つけ医に電話してもつながらないという場 合があるともう既に報道されて一般の方も 分かっているわけですよ。そうなったとき に、足寄町に対応するすべがあるのかとい うことなのです。考えているのでしょうか ということですよ。そこまで最悪の場合で すよ。そんなことも含めて、そういった場 合には、町としてはこういうふうにしま しょうというぐらいまで踏み込んだ案を 練っておく必要があるのではないのかと私 は思うのです。その辺はどうなのでしょう か。保健所がではなくて。保健所が機能し ない場合です。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 今のお話ですけれども、基本的にはやはり保健所が対応するということでありますので、保健所が対応し切れなくなったときどうするのかという話というのは、足寄町では今の段階では全

然考えておりません。

これはやっぱり北海道が保健所を通してきちんと対応するということがこれ基本でありますから、どんどん新規感染者が宿泊をですとか、自宅療養ですとか、それか逼迫をしているということになってくれば、方になってくれば、病床を増やすだとか、病床を増やすだとか、病床を増やすだとか、宿泊療養施設を増やすだとか、中京辺りでは酸素センターでしたかと、かいるなととしていますければならないというように思います。

では、町村は何もしなくていいのかとい う話になりますけれども、そこは今段階で は町がそこに何かする、何か足寄町がその 手だてを考えておかなければならないとい う、そういった話には今はなっておりませ ん。ですので、基本的にはやっぱり北海 道、保健所が対応するものというように考 えています。ですから、やはりそういう逼 迫するような状況になってくれば、その段 階で北海道はもっとそれに対応できるよう な対応をしていかなければならないという ことになるのかというように思っていま す。そのときに、例えば足寄町で何かこう いう対応してくれとかということがもしか したら出てくるかもしれませんけれども、 そういうことがあれば、それは足寄町とし ても対応しなければならないのかなという ように思っているところでありまして、現 状ではそういうところまで想定をして、足 寄町が何かをするということは考えており ません。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 5番、田利正文 君。

○5番(田利正文君) 町長の答弁もよく 分かります。分かりますけれども、それで いいのかという疑問がまだ頭にずっと残る のですよね。例えば、今、道が、国がと言 いました。国がやるだろうと、やるのが当 たり前と、そうなっているというのだけれ ども、だけれども、いとも簡単に原則入 院、原則宿泊療養だと言っていた方針をこ ろっと一晩で変えてしまうわけですよ。首 相が出てきて、今度は自宅療養ですと。療 養などというのは、本当の治療をしなけれ ばだめですよね、療養というのはね。言葉 のあげつらいではないですけれども、自宅 に治療できるシステムなどないのですか ら。それでも療養というふうに言葉遊びに なってしまうのだけれども、なってしまう のですね。それにつられてずっと動くので すよ、国が全部が。そのときに、最終的に は水害ではないですけれども、最後誰そこ で面倒見るのといったら、現地にいる自治 体の職員であり、自治体のトップが責任持 つのですよね、当面する救急的な対応は。 そういうことになるのではないかという思 いがあるのですよ。だから、その辺まで踏 み込んで、今すぐつくれとか僕は思ってい ませんよ。思っていませんけれども、そこ までやっぱり考えておく時期があるのでは ないかと。今6波が来るとかと言われてい る中で、そういうことが必要でないかと私 は思うのですよ。

それからもう一つは、さっき言った容体が急変して何とかしてほしいと思うときに、こんなとき救急車呼んでいいのだろうという思いがあったりしますよね。それも広報の中にどうせ載せるのであれば、具合悪いときはもう遠慮なく救急車呼んでもいいですよということをどこかに一言入れておいてほしいなと思うのです、赤字で入れるとかというふうにして。その辺はどうでしょうか、それについては。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

町の答える範囲を少し超えていますから、気をつけて発言してください。

〇町長(渡辺俊一君) 先ほどから申し上 げておりますけれども、基本的には北海道 だとか国が決めることであって、町が今何 かするということは当然ございません。

ただ、田利議員さんが今おっしゃられた ように、急に方針が変わるかもしれない、 変わるかもしれないということはあり得る かもしれません、もしかしたら。だからそ れはそういうことで、方針が変わってとい うか、これはきっともって法律だとかそう いったものも全部変えなければなりません ので、当然一定の期間も必要になってきま すし、それを変えるということになれば、 国から全部の自治体にもそういう話がきち んと行かなければ、話をきちんとしてこれ からこういうことにしたいですよ、これで どうでしょうかといろいろな意見をもらっ てという形で変わってくるものというよう に思っています。いきなり明日から、これ からはね、今まで北海道でやっていたけれ ども町村でやってねという話にはならない というふうに思っています。

そういった意味で、そういうことがこれからもしも想定されるとすれば、想定されるとすれば、想定されるとすればいうよりも、そういうことに変わっていくということになれば、それはそれなりにきちんと準備期間というのがあって、町村でもそういうことに対応はできる、そういう対応ができますよということにしていく、そういう下地がきちんと出来上がっていかないとできないものというように思っています。

今、明日からすぐ大変になってきている から、患者さん増えてきて大変になっまる。 のから町村で何か何とか面倒見てちまるいがででありませんので、やっぱりそういけどではありませんので、やっぱりそではきちんと段階を踏んでなわっていたというはきちんと段階を踏んではればうってるに何か対応していうように思っするとはこういうことになっているの対応ということになのときの対応ということになってもはそのときの対応ということになってきないのときの対応ということになってきないのときの対応ということになっている。 かなというように思っております。

それから、救急車の部分については、当然どんな病気であっても具合が悪くなったら使うのは全然構わない話でありますので、それは今までも何ら変わらないというように思っています。

ただ、よくうわさに聞くのは、タクシー代わりに使っているのではないかだとか、そんなことを言われることもちらちらとうわさで聞こえたりとかしますけれども、そういうののはやっぱり勘弁していただいて、やっぱり真に必要な方が救急車を呼ばなければもうだめだというときには呼んでいただくのは全然構わないというように思っております。

以上でございます。

 O議長(吉田敏男君)
 5番、田利正文

 君。

〇5番(田利正文君) これで終わりにします。

東京の何々区モデルとかと言われている 区の話ですけれども、そこの保健所の所長 さんがこんな話しされているのですね。

「国や都が示す基準はもちろん重要です」 と、「だけれども、それに従うだけでは必 ずしもうまく行きません。重要なのは情報 と物質を独自に集めること」。例えばとい うので、「PCR検査をする能力がなけれ ば、手元にないというのであれば自分でつ くるという考えで始めました」と言うので すね。これは病院の病床を確保するについ てでも同じ考えだというふうに言っている のです。これは保健所の所長がそういうふ うに言っている話をたまたまニュースで見 たのですけれども。結局最終的には国や道 の保健所がと、そのとおりに法律はそう なっていますからそうなのですけれども、 最終的に何か緊急の場合があって、町が町 長が最終的に判断しなければならない場 合って出てきますよね、絶対にね。そのと きの姿勢を僕は問いたいと思っているので す。あるいは、今は考えていないというこ

とですけれども、考えてなくてではなくも う考えておく必要があるのではないのか と、そういう最悪の場合、絶対ないとは言 えないわけですから、あるかもしれないと いうことをやっぱり考えておいたほうがい い。対応を取れとは言いません。考えてお く必要がある、そんなこともやっぱりこん なときにはこういう手もあるよねというぐ らいまでは担当課長まで含めて、合意して おく必要あるのではないかという思いがあ るのですよ。そんな意味で、ぜひ足寄町の 町民の命と暮らしを守るというテーマ掲げ ましたので、そのことを実行できるために も、そういう最悪の場合を想定したことも やっぱり時には必要な議論をしておいてほ しいなというふうに思います。

町長、見解ちょっと頂いて終わりにします。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

○町長(渡辺俊一君) 災害だとか、自然 災害だとかそういったときにはやはり足寄 町が当然そこの住んでいる住民の方たちを 守らなければならない。そういう責務を 持っておりますので、足寄町がきちんと対 応するということになっています。コロナ ウイルスについては、現状では基本的には 道が対応しますよということになっていま すし、実際にそういう形で動いています。

そういう中で、では、これをどこを、足 寄町がこれを判断しなければならないとい う、最終的に北海道も判断してくれないだと か、日本町が判断しなければならないだと か、そういったことが出てくるか出ているか いかは分かりませんけれども、そういてより でとが出てきたときに、足寄町としていより ことが出てきたとか国だとかようこと とですから、北海道だとか国だとかいさこと をのりしても足寄町でやらなければこれとさいる とないよという状況になるといったとさい は、足寄町として一番適切な対応をどうな るのかということはそこで町で判断をする と、それは当然必要なことだというように 思っていますので、そういう状況になって も、いや、それはね北海道だよだとか国だ よだとかと言って、いつまでも黙って見て いるよということにはならないというよう に考えております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、10番二川 靖君。

(10番二川 靖君 登壇)

〇10番(二川 靖君) 議長のお許しを 得たので、一般質問通告書に基づいて質問 をしたいというふうに思っております。

質問事項、町民浴場建設について。

長年の懸案である町民浴場の建設について、本定例会の一般会計補正予算に足寄町営温泉浴場施設新築工事基本設計業務として、委託料277万2,000円を計上予定とされています。

この間、多くの議員から一般質問が行われ、昨年2月20日の臨時会では公衆浴場に関する調査特別委員会から所管事務調査報告書が提出されております。

私は町議選に立候補するに当たり、公衆 浴場の建設を実現することを公約に掲げて いましたので、大変うれしく思いますが、 特別委員会報告と検討中の概要との整合性 含め、先日開催された全員協議会で事前説 明を受けておりますが、改めてこの本会議 の場で以下の点についてお伺いいたしま す。

1、特別委員会の意見として、「身の丈に合った小規模な施設を、多大なコストをかけることなく建設し、運営していくことがよりよい選択」「あくまでも調査報告書を参考に、今後さらなる検討を願うものである」と報告されておりますが、報告書を参考にした検討内容になっているのか。

2、整備費用と財源はどのようになるのか。

- 3、整備の予定地、予定規模はどの程度か。
- 4、運営形態と運営経費はどのように考 えているのか。
- 5、利用料金の設定はどのように考えているのか。
 - 6、工期及び供用開始時期は。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、渡辺町長。
- **〇町長(渡辺俊一君)** 二川議員の「町民 浴場建設について」の一般質問にお答えい たします。

今回の御質問に対するお答えは、現時点での予定であり、今後の基本設計や実施設計等における詳細な検討によって、変更の可能性があること、また8月11日の全員協議会で御説明した内容と重複する事項がありますことをあらかじめ御承知おきください。

まず、1点目の公衆浴場設置に関する調査特別委員会の報告書を参考にした検討内容となっているかについてですが、全員協議会で御説明した施設整備の概要は、基本設計を行う前の構想段階でありますが、基本的には特別委員会の御報告を踏まえた内容であるものと考えています。

なお、本定例会に温泉浴場施設新築工事 基本設計業務委託料の補正予算を提案して おりますので、予算をお認めいただききま本 たら、全員協議会で御説明した内容を基本 に、調査特別委員会の「身の丈に合っること 規模な施設を、多大なコストをかけること なく建設を」との御意見を念頭に置きを目 なく建設を」との御意見を念頭に置きを目 すー方、町民の皆様がここでくつろぎ、 とのとができる施設づくりの検討が必要と考えて います。

今後、基本設計業務を受託した設計会社 とともに、さらなる協議・検討を行った上 で、施設の規模や備えるべき機能や設備な ど、実施設計に必要な事項を決定してまい りたいと考えています。

2点目の整備費用と財源についてですが、施設整備費用は概算でありますが、土地購入費、設計・監理費、備品購入費等4,800万円、施設建設費2億3,400万円、合わせて2億8,200万円を見込み、財源は過疎対策事業債を活用し、起債対象外となる事業費には公共施設等建設基金を充てる予定です。

3点目の整備の予定地、予定規模についてですが、施設整備予定地は西町2丁目、総合体育館東側の隣接地で、今後、3筆合わせて841平方メートルを取得する予定です。

施設規模は、鉄筋コンクリート造り、平 屋建て、延べ床面積約290平方メート ル、男女双方に源泉かけ流し浴槽、サウ ナ、水風呂等を備え、洗い場は6か所程度 設ける予定です。

4点目の運営形態と運営経費についてですが、運営形態には町が直接担う直営または民間に委託する形態の指定管理者方式がありますが、現時点では指定管理者方式による運営を考えており、運営経費は年間1,000万円程度を見込んでいます。

5点目の利用料金の設定についてですが、公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場には、いわゆる銭湯の一般公衆浴場と、その他の公衆浴場があり、一般公衆浴場の料金は物価統制令に基づき、北海道知事により上限額が定められています。したがっため、建設予定の施設はその他の公衆浴場として許可申請を行う予定です。利用料金は今後道内類似施設の料金を参考に検討を進め、日常的に御利用いただく町民の皆様に配慮した料金体系としたいと考えています。

6点目の工期及び供用開始時期についてですが、現時点で明確にお示しすることはできませんが、遅くとも令和5年3月までにオープンできますよう、今年度中に実施設計を終えたいと考えており、オープン時

期を考慮した場合、来年6月頃に着工し、 工期は7か月程度を見込み、早ければ外構 工事を除き12月頃の竣工を予定していま す。

今後は、基本設計や実施設計、建設工事の予算提案時等において、議会並びに町民の皆様に御報告するとともに、御意見等をお寄せいただく機会を設けたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(吉田敏男君) 大変申し訳ないで すけれども、ここで10分間休憩をいたし ます。

2時10分まで休憩といたします。

午後 1時56分 休憩 午後 2時08分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。

10番の再質問から。

10番、二川 靖君。

〇10番(二川 靖君) 8月11日の臨時会の閉会後、浴場の整備について全員協議会ということで町長からお話が5点にわたってありました。その5点については、これまでの経過等、それと浴場整備の基本的な考え方、現在検討中の整備概要、それと取得整備予定地と平面の概略図の事前説明を受けておりましたけれども、浴場建設については町内において賛否両論があることを踏まえて、広く町民に知れ渡るよう、あえて今回一般質問をさせていただきました。

それで、1点目なのですけれども、民間事業者が提案していた初期費用について2億8,000万円及び土地の購入代金を町の補助としての要望があった中で、特別委員会で検討をして報告書を提出をされておりますけれども、今回説明があった金額とさほど変わりがない金額になっているのかなと。それと、一方では、延べ床面積についてはかなりその当時のものから比べてコン

パクトになっているということは面積を見 れば分かります。

それで、特別委員会の報告でもあったように、人工温泉として建設しても1億5,00万円から2億円程度でできるものと考えているという報告がされているわけなのですけれども、その差額については天然温泉となれば私は妥当な金額なのかなというふうに考えているわけであります。

しかしながら、先般9月10日の北海道 新聞に掲載されておりました建設資材が高 く高騰しているという記事が載っておりま した。これについては、鉄筋やら鉄骨、生 コンクリートなどの建築資材の値上がりが 続いていると。それと床材などに使う塩化 ビニール樹脂も原油の高騰で値上がりして いると。木材もこのところ毎月値上がりが しているというふうに書かれておりまし た。私がこれを読んで思ったところなので すけれども、例えば今回約2億8,000万 円という予定ですから、まだちょっとあれ なのですけれども、かなりちょっとコスト 的には上がっていかざるを得ないのかなと いう心配をしているところなのですけれど も、いずれにしても、これからそういった 議論も行われていくのかなというふうには 思っていますけれども、今後の見通しにつ いて、あればちょっとお伺いをしていただ きたいなというふうに思っています。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(渡辺俊一君) お答えをいたします。

今回、額については2億8,000万円程度を見込みということでございます。これは詳細に設計したわけではありませんので、額については多少動く可能性はあるかなというように思っておりますけれども、大体施設の面積、それから大体こういうものを造りますよといったことを見込んで、建築のほうで大体の見込みで概算といいますか、概算で設計を、設計というほどではないですけれども、見込んだ額となってい

ます。ですので、最近建築資材が高騰しているという部分を見込んでの金額であります。ただ、これからもまださらに値上がりがしていくだとかということもあるかもしれませんけれども、そのあたりでは少し建設費用に若干の変更があるかもしれませんが、基本的にこのぐらいの金額で収められるような中身にしたいなと考えているところであります。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番、二川 靖君。

○10番(二川 靖君) 予定ですから、 そう言わざるを得ないのかなというふうに 思っていますけれども、いずれにしても、 さっき説明があったように、今回の財源というのは過疎債を使うということで、 不足分については公共施設等建設基金いうる 多分取崩しをしてやられるのかなというふうに思っていますけれども、いずれにして も、この金額がある程度出せれば、これ過 疎債というのは増えていくものなのでしょうか。 ちょっとそこら辺教えていただきたいなと思います。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

〇総務課長(松野 孝君) 過疎債が今後増えていくのかという御質問だと思いますが、現段階の工事費等につきましては約2億8,200万円ということになってございますが、今後議員のお話あった資材等の高騰によって工事費が増加した場合は、それに伴いまして過疎対策事業債も増加していくものでございます。

以上でございます。

 〇議長(吉田敏男君)
 10番、二川 靖

 君。

○10番(二川 靖君) 今、総務課長が おっしゃるように過疎債も増えていく可能 性もあると。基金のほうも取崩しも増えて いくという前提で考えてよろしいのでしょ うか。

〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

○総務課長(松野 孝君) お答えいたし ます。

当然、過疎対策事業債も100%の工事 費等に充てられるわけではございません で、一部対象外となる、例えば基本設計の 設計費用だとか、対象外となる項目がござ いますので、対象外となる経費につきまし ては公共施設等建設基金を充当する予定で おります。

以上でございます。

 〇議長(吉田敏男君)
 10番、二川 靖

 君。

〇10番(二川 靖君) 分かりましたと いうよりも、何を言いたいかといえば、民 間事業者が提案した内容と何となく見比べ たら、ほぼ変わりないのかなというような 見方をしてしまうのですよね。それで、い わゆる特別委員会でも身の丈に合ったとい うことで言われてますけれども、そのこと について、本当に身の丈に合ったもので町 民の血税を使うわけですから、そこら辺 やっぱりどうにか安価にできるような方策 を考えていかないと負の財産になっては困 るなというふうにも思っているのですね。 かといって、一方ではその温浴施設を造ら なければいけないということもありますの で、そういったことで何がどう削れるのか はちょっと私も分かりませんけれども、こ れからいろいろ整備費用等を含めてどう なっていくのかということもありますけれ ども、そういったことで検討をしながら、 また議会に提案すべきものはたくさんある のかなというふうに、建設費ですか、等も あると思いますので、そこら辺について も、遅れがないようにそういったことが決 まればお知らせを願いたいなというふうに 思っているところであります。

それと、建設の整備の予定地なのですけれども、西町ということでなっておりますけれども、これについてはもう大体めどがついたということでよろしいのでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。○総務課長(松野 孝君) お答えいたします。

全員協議会の議員さんからの御質問でも 町長のお答えに対して早急に権利者と会っ てはどうかというお話もございましたが、 現在のところまだ実際に土地の所有者の方 とは接触しておりません。それで、町長の お答え、答弁にもありましたけれども、土 地の所有者の方のおじさんの了解は得てお りまして、ほぼと申しますか、金額もまだ 提示しておりませんし、今後購入金額等の 提示もしてまいります。

それで、今回の補正予算で基本設計の委託料を計上しておりますので、それの議決を頂きましたら、早急に土地の権利者と、あるいはそのおじ様の方にもお会いして交渉を始めていく段取りとしております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番、二川 靖 君。

○10番(二川 靖君) 今そういったことで、今回の補正予算が通れば早急に地権者の方とお話をする中で、どうにか取得をしていくということですので、ぜひともそういったことでぜひ建設に当たって御協力を願えるのであれば御協力を願いながら進めていっていだたきたいなというふうに思っております。

それと、四つ目の運営形態と運営経費ということで、書かれて、言われておりますけれども、いずれにしても年間1,000万円程度を見込んでいて、指定管理者方式による運営を考えているということでありますけれども、本当にこれ運営経費1,000万円できるのかできないのか、ちょっと私自身も本当にどうなのかなということがありますので、ちょっとこの1,000万円というお金をはじいたというか、運営経費をはじいたものについてどういうことではじいたのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

〇議長(吉田敏男君) 副町長、答弁。

○副町長(丸山晃徳君) 答弁させていた だきます。

目安ということで、十勝管内の町村の中で町営浴場を指定管理者制度にのっとってやっているところの公募条件等で積算しているもので、それが1,000万円となっていたので、それを参考にさせていただきました。

なのですが、これらは営業時間ですとか、営業日数とか、あと何人使うかということで大きく変わるもので、今後よりコストが下がるような仕組みをいろいろな御意見等、また設計の中でもいろいろなことを含めて考えていきたいということで、近隣町村の参考価格を例示として挙げさせていただきました。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番、二川 靖 君。

〇10番(二川 靖君) 各町村のこう いった施設を参考にしてはじき出したとい うことでありますけれども、ちょっと5番 目と絡んでくるのですけれども、利用料金 の設定はこういうことでということにしか ならないのかなというふうに思っています けれども、今、副町長がおっしゃったよう に、時間ですか、昼からにするのか、午前 中からにするのかと、いろいろな条件の中 で変わってくるのかなというふうに思って いますし、そういったことで考えれば、こ のものについて、では午前中から開けたら またコストが上がるだとか、昼からだった ら下がるだとか、営業時間ですね、大体ど のくらいのスパンで考えておられるので しょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

○副町長(丸山晃徳君) 答弁させていた だきます。

本当に長いところはもう朝の10時ぐらいとか、夜の10時ぐらいまでやっているところもありますし、なるべくコストをか

けないで衛生的、浴場として町内で整備するという部分でいったら2時過ぎから2時過ぎかられているところもあります。なので、朝早くからやるとやっぱり利用者も限られてく効率よく運営するということでいれたらいますということでは思いますけれども、これらやのははいけないと思います。なので、今のところ、午後かます。なったら安くなるよねというようなイメジでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番、二川 靖君。

〇10番(二川 靖君) 午後からやれ ば、それぞれ安くなるのかなというふうに 言われていらっしゃいましたけれども、 やっぱりこれについてはやっぱり町民の意 見もきちんと聞くべきだと思っているので す。例えば、やっぱり11時からがいいよ だとか、1時からでもいいよという様々な 意見あるというふうに思っているのです。 それで、やっぱり決めるに当たってはやっ ぱりそういった多くの町民の方の意見を頂 いて、では、そこが一番、どこが一番いい のか、時間帯が一番いいのか。そしてそこ でコストが下げれるのか、下げれないのか というのをやっぱりきちんと検討したほう がいいのかなというふうに思っていますの で、やっぱりその町民のニーズに応えれる ようなものに、時間帯だとか、そういうも のになっていかなければいけないなという ふうに思っておりますので、そこら辺 ちょっと検討をしていただけないかと。町 民に幅広くちょっと意見を聞いていただき たいということで、できないものかという ことです、ちょっとどうなのでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 副町長、答弁。

○副町長(丸山晃徳君) 答弁させていた だきます。

住民の方の声を聞けば、やはり風呂は朝 風呂から入りたいよとか、それは譲れない よという方もいるでしょうし、いやいや、 それは我慢してやっぱりコスト削減するた めに、これは赤字の施設でそれをよりよく 安く、安上がりするためには俺は朝から入 りたいけれども昼からでも協力してあげる よとか、いろいろな意見、様々な意見があ ると思いますので、ただ、フリーでいつか らいつまでいいですかといったら朝早くか ら夜遅くに決まっているだろうという答え になるので、なかなかそこら辺の見極めも 大事ですし、アンケートなり調査がそれが 適切なニーズになるのかと、そのニーズを 応えなくてはいけないのか、そのニーズの 強さなり、その必要性というか、この時間 帯でないとやむを得ないという方がいるの かというところもいろいろあると思います ので、やはり様々な角度から住民の声だけ を聞くという言い方も失礼なのですけれど も、聞いた声をそのまま結果として反映さ せるというのもなかなか簡単なものではな いかというふうに今のところ考えていま

以上でございます。

O議長(吉田敏男君) 10番、二川 靖 君。

○10番(二川 靖君) 例えば議会でいえば議会報告会、ちょっと今年どうなるかちょっと分かりませんけれども、町民とこうないうことで話をして、武之とではということで、訴えかけることも議員はできます。多分、町長は町民懇談会会年はどうなのかというのもありますければいるのかというのもありますければいた。こういうことで考えているのではどうおきあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなという方法もあるのかなども、そこら辺についてはどうお考えでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長 (渡辺俊一君) お答えいたします。

安久津町長の時代からふれあい懇談会という町内何か所かで、大体議会と同じような感じで開いていたかなというようには思いますけれども、懇談会開いておりました。

今年も、去年はコロナの関係もあって中止をさせていただいて、今年もどうしようかなということがあって、お風呂の関係もあるし、そういったことでやったほうがいいかなというのもちょっと思ったのですけれども、やはりまだコロナの関係でいくと、この後どうなるかはちょっと分からない部分もあるので、今年も残念ながら中止とさせていただきました。

本当でいけば開いて、お風呂こんな形 で、本当に概要ですけれども、こんな形で つくりたいよというようなお話もさせてい ただきながら、いろいろな意見を頂ければ いいかなというように思っておりましたけ れども、残念ながらそんなことで、今年に ついてもふれあい懇談会は中止にしようと いうように、ついこの間結論を出してとこ ろなのですけれども、そんなような状況 で、この後いろいろと意見頂く部分でいけ ば、パブリックコメントみたいなような、 どういう形になるかまだちょっとはっきり 決めてはいませんけれども、いずれにして も、先ほどの答弁の中でもお話しさせてい ただきましたけれども、基本設計が出来上 がって、次、実施設計となる段階ですと か、実施設計の予算の段階だとかとなるの かもしれませんけれども、そういったとこ ろだとか、実際の本工事の工事の予算を、 できれば状況によりますけれども、実施設 計できる時期だとか、そういったところで 工事費がきちんと出るかどうかだとかとあ りますけれども、できれば当初予算の中で 見れれば、そういったところで見て、そう すれば着工する時期も早くなるということ で考えておりますので、そういういろいろ なところで皆さん方にこういう、今基本設計ではこんな感じになってますよことがで、こんな感じになってます。とことができるいいができなとのかなことは示すことができるいかないのでは、いろなどはいるというに思ってというにというにというに思っているところであります。

そんな形で、本当は顔を合わせて、顔を 突き合わせていろいろとお話できれば一番 いいかなと思っていましたけれども、そう いう形でいろいろと意見を頂くような形に したいなというように思っているところで あります。

それから、ちょっと先ほどのお話の中で ありました、建設費、全部で合わせると2 億8,000万円ぐらいということでお話し させていただきました。前に民間の会社の 方がやってもいいよということでお話いた だいた、そういう計画もございました。そ のときも補助金としては2億8,000万円 なのですけれども、実際に工事費だとかと いうことでいけば、トータルすると約4億 円ぐらいのお金がかかるということなので す。そのうち2億8,000万円を補助とし て町から補助すれば4億円ぐらいの施設を 建ててという、そういう話ですので、面積 だとかそういったものは、今回小さくなっ てても2億8,000万円だねといったとこ ろはちょっと違うのかなというように思っ ていますので、そのあたり御理解いただけ ればなというように思っています。

ですから、それともう一つは、2億8,000万円かかるけれども、前回のときの補助で出す分については、町単費で町のお金を使ってやらなければならないといったところを過疎債だとか、そういういろいろな

起債なども活用しながらやれるといった部分で、規模も縮小したし、それから町の財源としても少し町の負担を減らす、そういう形にしていますよというところで、特別委員会から頂いた御報告の趣旨にもなるべく合うような形にしながらということで実施をしたいなと考えているところでありますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番、二川 靖君。

〇10番(二川 靖君) 今、町長がおっ しゃられた4億2,000万円でしたかが あったということは知ってます。それで、 今、多分過疎債を使ったほうが有利だとい うことも多分そういうことだろうというふ うに思っています。単費で持ち出すだと か、そういったものが少なくても減ってい くということであろうかなというふうに 思っていますので、そこら辺については、 そういうことで受け止めておきたいなとい うふうに思っていますので、今後何かまた 変化等があれば、議会の中で報告をしてい ただきながら、よりよい温泉施設と、温浴 施設というものを造っていきたいなという ふうに考えておりますので、今後とも検討 をよろしくお願いしたいというふうに思っ ております。

それと、最後になるのですけれども、いずれにしても、今回新築工事の基本設計業務として委託料の計上が予定されているということで、先ほども述べたように、建築資材の高騰などにより予定額を超えてい、建築可能性も大きいということもありますし、いずれにしても何というのですか、さきはのでも障害者施設の関係でやっぱりいきなり出てきたということもあったですけれども、検討を重ねてきていたわけですけれども、なかなか町民の方に広める機会が全くないと。全員協議会で話したことに

ついても、なかなか町民の方に話すわけに はいかないというか、なかなかね。そう いったことで、今回の議会の中で、こう いったことで建設を予定しておりますよと いうことで、町民にきちんとやっぱり理解 をしていただくということで考えておりま すので、今後議論があったことについて は、多分今日も先ほどちょっと休憩中に下 に下りたら、コーヒーを飲むのでいらした 御婦人の方がいらっしゃって、「二川さ ん、二川さん、今日浴場問題で一般質問す るのですね」ということで、やっぱり新聞 等を見て、やっぱり昨日の勝毎でしたか、 でも一般質問者何々と項目が載っています ので、そういったことでやっぱり下のほう でお聞きになりに来たという方もいらっ しゃいますので、やっぱり関心が高い町民 も多いのかなというふうに思っております ので、先ほども言ったように、賛否両論あ りますけれども、ぜひ最後に渡辺町長に、 大変な事業になるというふうに思っており ますし、建設に向けた町長の強い決意とい うものを最後にお聞かせ願いながら、私の 一般質問を終えたいというふうに思ってお ります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(渡辺俊一君) 今回、やっと基本 設計の予算を出すことができました。

私の公約の中に、公衆浴場の建設について努力をするということで載せさせていただいましたので、何とかできないろと検討しておいるとでいろと検討してちょっとでいるの時期もありましたけれるというの中断の時期もありましたたちまというので、何とか形としてきちんとやれるいできるようで表しておりますに思って任期中にいなというかなとであれば、私の任期中にいなというができないであれば、私の任期中にいなというなとであれば、私の任期中にいなというに考えて、この時期に予算を提案させてだきました。

もちろん、温泉のお湯が本当に大丈夫かどうかということもあって、ちょっと遅れた部分はありますけれども、やはり今年のうちに基本設計なり、実施設計なりやって、そして来年度には工事に着手をしたいなというように考えています。

この間、いろいろな御意見もございまし た。それこそ賛否両論、役場の中にもござ います。こんなお風呂つくるのだったら、 お風呂のない人にお風呂つくる補助金を出 してもいいのではないかだとか、いろいろ な御意見もございました。ただやっぱり今 望まれているのは、そういうお風呂のない 方のためのお風呂ということもありますけ れども、一人でなかなかお風呂に入るのが 不安だとか、一人しかいないのでお風呂、 毎日沸かすのも大変だとか、掃除も大変だ とか、そういう方もいらっしゃいますし、 それから町内にやはりそういう公衆浴場が ございませんので、何かあったときにお風 呂が必要だということがやっぱりこの間何 回かございました。例えばネイパルのお風 呂がちょっと壊れてしまったとか、それは すぐ修理ができたので全然事なきを得たの ですけれども、それだとか、お正月の間の 例えばむすびれっじ使えないだとかという ような話だとか、コロナの関係でなかなか 使いづらいだとか、いろいろなことがござ いました。そういった意味では、やはり町 民のための公衆浴場というのはやっぱり必 要性というのはあるのかなと。そんなに多 くの方が必要ということではないのかもし れませんけれども、町民の方が使うお風呂 というのはやっぱり必要なのかなというよ うに考えているところであります。

また、あとあわせてこの間も話しさせていただきましたけれども、キャンプ場ですとか、そういったところに来られた方たちも使えるような、そんな形になれば、町外から来られた方でも使えるような形になれば、また一層使っていただける、親しんでいただける、そういうお風呂になるのかな

というように思っているところであります。

そんなことで、いろいろとまた皆さん方にいろいろな御意見頂きながら、お風呂を町民のためのお風呂を建設していきたいなというように考えているところでありますので、今後とも御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) これにて、10番 二川 靖君の一般質問を終えます。

次に、8番川上修一君。

(8番川上修一君 登壇)

○8番(川上修一君) 議長のお許しを頂きましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問事項。

新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響について。

子供にも症状が出やすいデルタ株の影響で、道内の学校では新型コロナウイルスクラスターが発生しています。

十勝管内においても、小中高校の児童生 徒や教員の感染が確認され、足寄町の教育 関係者の皆さんも対応に苦労されているこ とと思います。

それに加え、今年の夏は猛暑が続き、校 舎内、教室内の気温上昇が著しく過酷なも のであったと思います。

そこで、以下の点について質問します。

一つ、学校のコロナ感染予防対策。

二つ、コロナによる授業、行事等(足寄 高校のカナダの派遣を含む)への影響と対 策。

三つ、学校の暑さ対策。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、藤代教育 長。

○教育委員会教育長(藤代和昭君) 教育 委員会から、川上議員の「新型コロナウイ ルス感染症による学校教育の影響につい て」の一般質問にお答えします。 1点目の学校のコロナ感染予防対策についてですが、文部科学省から発出されている学校衛生管理マニュアルに基づき、地域の感染状況に合わせた対策を図っております。

具体的には、登校時に検温結果や健康状態を把握するほか、3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するなど、「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」の3点を踏まえ、感染対策を行っております。

2点目のコロナによる授業、行事等への 影響と対策についても、前述の学校衛生管 理マニュアルに基づき教育活動を実施して おります。なお、緊急事態宣言下にある現 在は、水泳授業のほか、町外から講師を招 いて行う授業や参観日などは感染リスクが 高いことから、実施を見合わせています。

また、部活動は、全道や全国大会につながる部活動に限り行うこととしており、北海道教育委員会の通知を基に、十勝管内で統一した対応としております。

緊急事態宣言期間中に修学旅行の実施を 予定していた学校については、旅行先の変 更と実施時期の延期を行っております。な お、延期に伴うキャンセル料は保護者の経 済的負担を軽減するため、公費で負担した いと考えており、関連予算を本定例会に提 案しております。

これまで度重なる緊急事態宣言や蔓延防 止等重点措置の発出により、運動会や修学 旅行などの行事は実施方法の変更や延期等 の影響を受けておりますが、授業時数や学 習内容についての遅れは現在のところあり ません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で中止となりました足寄高校生海外研修派遣事業については、現在、代替となる交流事業として、足寄高校や本町の観光名所など英語で紹介するポスターや動画を作成しております。完成した

際には、ウェタスキウィン市の高校生や市 民の皆さんに見てもらい、意見や感想を頂 くこととしております。

3点目の学校の暑さ対策についてですが、暑さを和らげるため、全ての学校に扇風機やサーキュレーターを配置しているほか、換気と通風のため、教室や廊下などに網戸を設置しております。また、エアコンについては、足寄小学校で保健室やコンピューター室など4か所、足寄中学校で保健室や音楽室など9か所設置しております。

今後においても、各学校の要望を酌みながら、近年の猛暑に応じた児童生徒の健康 管理や教育環境の充実を図っていきたいと 考えております。

今後とも学校や関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君) 再質問を許します。

8番、川上修一君。

○8番(川上修一君) それでは、大きな 1番の学校のコロナの感染予防対策の関係 で再質問をさせていただきます。

私の孫も小学校でお世話になっているものですから、毎朝登校前に温度計で体温をはかって、何か紙に何度ですよというようなのを書いて行っているみたいです。

そして、そのことは答弁の中で触れておりますし、また、あとは3密の回避とかマスクの着用、手洗いというのは本当に基本的な部分ですよね。

私が再質問させていただきたいのは、教職員の方のワクチンの接種はどのぐらい進んでいるかという点をまずお聞きしたいなと思います。なぜかといいますと、やっぱり感染経路を少なくするということでは、先ほど髙橋健一議員や田利議員も質問されておりましたけれども、ワクチンの接種が

大事かなと思いますので、今の教職員の接 種率の関係、答弁をお願いいたします。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、教育次長。
- ○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

学校における感染拡大の防止、クラスターの発生防止のためにワクチン接種というのは非常に重要だというふうに認識しておりますので、教育長に対しまして教職員のワクチン接種については働きかけを指示しているところです。

細かいところは個人情報にもつながりますので、大まかな形で報告させていただきたいのですが、現在の状況については、ワクチンを1回接種した、2回接種した、あと予約済みの教職員は87%ということになっております。

また、もちろん強制ではありませんし、 既往症等の事情により接種できない教職員 おりますけれども、残る教職員に対しても 引き続き接種の働きかけをしていきたいと いうふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。
- **○8番**(川上修一君) 高い接種率で安心をしているところでございます。

関連で、町外から通っている先生も何人かおられると思うのですけれども、そういった方の接種状況ももし分かれば、基本的には住民票のあるところで接種されるとは思うのですけれども、その辺を分かればちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(吉田敏男君) 答弁、教育次長。 ○教育次長(カルート君) お答えいた
- ○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

教職員の方、通勤されている足寄町外の方、かなりの人数がいらっしゃいます。そういった方については、地元の在籍、住民票を置いている町村でワクチンを打っていただいているのですけれども、十勝管内でも接種が遅れている地域はやっぱりござい

ます。足寄町は進んでいるほうだと思うのですけれども、なかなか自分の順番が回ってこなくて打てないのだと、でもワクチン接種したいのだという方に対しては、福祉課と相談しまして、協議しまして、足寄町でも接種できるという対応を取っていただくことになっておりますので、接種している方もいらっしゃるということでございます。

以上です。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番(川上修一君) 分かりました。

教職員の接種率も、私が思っていた以上 に高いですし、先に質問された生徒さんの 接種率も確か77%と、結構高いのだなと 安心をしているところでございます。

ワクチンを打ったから100%大丈夫ということにはなかなかならないと思うのですけれども、かなりの予防効果と、それから安心感ですか、そういったものがあると思いますので、今も十分高いのですが、接種率、さらなる啓蒙というのでしょうか、進めていただければと思います。

そして、あと今まで補正予算でコロナ対策ということで、例えば手洗いの自動水栓でしたか、何かなかったですか。ばっと手を出したら水出るやつですか。それですとか、網戸とか補正予算に提案されたという記憶があるのですけれども、そういった件というのは子供たちの評判というのはどうなのでしょうかね。その辺は把握されてますか。

○議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

確かに国からのコロナ感染予防に関する 交付金活用しまして、昨年度、例えばアル コール消毒液が自動で出てくるやつだと か、網戸設置だとか、そういったものを予 算執行させていただきました。あと、先ほ ど川上議員さんおっしゃられた感知式のや つはたしか小学校はつけてなかったかな と、保育所でないかなと思うのですが、そ ういった形でも対応させていただいており ます。

具体的には、子供たちの反応というのは ちょっと確認してなくて申し訳ないのです けれども、網戸に関してはやっぱり非常 に、教職員から非常に好評を得ているとい うところでございます。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番(川上修一君) すみません。 ちょっと勘違いした質問してごめんなさい

それでも網戸は評判がいいということで、よかったなと感じております。

それで、この新型コロナウイルスの感染 対策については、もうちょっと実は抗原検 査とか自分も考えていたのですけれども、 田利議員が詳しく聞いてくれましたので割 愛を、重複しますので私は割愛させていた だきます。

それでは、2点目のコロナによる授業、 行事等への影響と対策について、再質問を させていただきます。

ちょっとすみませんね。

授業の関係からまずお伺いをします。

コロナによる授業の遅れはないと今御説明いただいて、その点も安心しているのですけれども、実は昨日とおととい、新聞にタブレットの活用についての記事が出ていたので、ちょっと気になったものですから注意して読んでみました。それでちょっと紹介といいますか、記事の内容を引用させていただきます。

新型コロナウイルスの感染が広がる中、 学習の機会を確保しようと、十勝管内の小 中学校でもタブレット端末の活用が進んで いると。上士幌小は各教員の出勤状況が分 かるアプリを導入し、児童がテレビ電話で 自宅から質問できるようにしたと。ただ、 タブレットの活用方法やリモート授業は各校の判断で手探りで進められているのが実情だと書いてありました。

それで、このタブレットの活用とかリモート授業に関して、足寄町はどのように取り組まれているか、また、進んでいらっしゃるかお伺いします。

○議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

昨年度、文科省のGIGAスクール構想 実現のために、全小中学校に通信環境の整 備工事、また全児童生徒へのタブレットの 配置を完了させております。

タブレットの活用につきましては、本町においては当面の間、校内における使用を中心に考えております。家庭により通信環境の状況が異なるということもありますし、今後は家庭における通信環境の調査結果をしましたので、その結果に基づき課題を明らかにして、どのような対策が必要か考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番(川上修一君) 今、教育次長から タブレットは校内でまず練習といいます か、そういった感じかなと私受け止めたの ですけれども、リモート関係では各家庭の 通信の環境が違うので、そのアンケートも されたということなのですよね。そのアン ケートの結果、ちょっと教えていただけな いでしょうか。家庭の通信教育の関係で。

○議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。 ○教育次長(丸山一人君) 5月だったと 思いますけれども、全小中学生の児童生徒 に持ち帰って実験、つながるかどうか検査 してもらったところ、市街地の小中学校の 家庭におきましては約94.5%、僻地につ いては83.9%がWiーFiなりいろいろ なつなぎ方あると思いますが、モバイル ルーターだとかあると思いますが、そういった形で対応することは可能でしたという結果となっております。

また、まだ1回目やって、今後は、今光 通信の整備をしているということで、そう いったことを踏まえまして、今校長会が学 校とどういった形が足寄町においていい形 なのかというところを今調査研究している というところでございます。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(川上修一君) 実は、この家庭の 通信環境について再質問させてもらおうと 思っていたわけですけれども、タイミング よく教育次長のほうから、そういうアン ケート取られたというお話があったので伺 いました。

それで、この家庭の通信環境の差によって、実際に先ほど上士幌ですとか、帯広の小学校もリモート授業をされているみたいなのですけれども、やっぱり環境が悪いと映像が途切れたり、消えたりして、担当している先生方は同じ授業をしても理解度に差が出る心配もあるなというようなことも記事に載っておりました。そういったことを足寄町にはぜひクリアをしてほしいと思うのですね。

それで、今、町では94%、僻地でも89%がリモー対応できるとり家庭になりないたのでは生活が苦しくない家庭かれなどもないないながあるとは、そういもあれて、そういものでは生活が古できないのですがあるといったとを対応するのところがですが、そうか、お考えは今のところが、かができるといったがありやするというが、いいいちのは、分のしゃる世帯できない、経済的なきないできないなかできないなかなかできないなかなかできないなかなかできないなかなかできないなかできるというによりないないできるというによりない。というはりものではりました。

理由でできない家庭もあるのかなと思うの で、そういうところに対して支援するお考 えはありますか。

〇議長(吉田敏男君) 教育長、答弁。

〇教育委員会教育長(藤代和昭君)お答えします。

いずれにしましても、今こういう社会情 勢下ですから、せっかくこういう立派なも のそろえても必ず光と影とあるのですけれ ども、宝の持ち腐れにならないように、い つ何があっても足寄だから、環境が完全に 整ってないからとマイナスのことだけでは なくして、本来の目的がかなうように、常 に、昨日も校長会議、教頭会議やって、私 のほうからも言ったのですけれども、何か があったときにすぐ対応できる、現実に今 も例えばちょっと休んだ、ある一定期間、 理由があって休んだ子に学校からオンライ ンで配信したりしています。そんなこと で、光の部分ですね、最大限活用できるよ うに教育委員会としても、いろいろな形で 情報を発信したり環境を整えていきたい と、そんなふうに考えていますので、御理 解いただければと思います。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(川上修一君) 本当に前向きに検 討してくださるということで、理解もする し、ぜひよろしくお願いしたいなと思います。

そして、私も実は教育長から今答弁なければ、子供がタブレットを家に持ち帰った場合に、本当に勉強だけに使うのかと、私用に遊びに使ってしまうおそれもあるとか、そういった心配はどうするのですかとお聞きしようと思ったのですけれども、御答弁いただきましたので、その辺も省略をさせていただきたいと思います。

ただ、このコロナ、早く収束すればいいのですけれども、いつになるか見通しがつかない。また、いつ爆発するか分からない。そういうときに、リモートで学習できるように、教育長おっしゃられたように、今から環境を整えていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次は、行事の関係で質問をさせていただ きます。

実は、いろいろな行事がコロナのせいで 中止や延期になっております。道の駅でも 足寄高校の女子弓道部ですか、せっかく国 体出場決まったのですけれども、残念なが ら行けなくなったと。一生懸命頑張られた のに、当事者の生徒さんはつらく悲しい思 いをされているのでないかなと思うのです ね。そして、私がちょっと把握していない のですけれども、このようなケースがきっ ともっとほかにも足寄の中であるのかな と。そういういろいろな残念なケースの中 で特に私が気になるのは、足寄高校のカナ ダ派遣事業ですね。これが2年続けて中止 になったという点は本当に残念だなと思い ますし、このカナダの事業というのは足寄 高校の特色があって、子供たちにとっても すごい魅力的な事業だと私思っておりま す。

それで、何か代わりの事業を考えていた だけないかなと思ったのですけれども、答 弁で代わりに足寄高校や本町の観光名所な どを英語で紹介するポスターや動画を作成 しております云々と代わりの事業を考えて くださっているみたいなのですよ。カナダとの交流という観点で見ると、こういった事業も適正なのだろうなと思うのですけれども、実際に行けなくなった高校生の気持ちを考えてみたときに、何かもっと、もっとといったらごめんなさい、気分悪くしないでください。何というのだろうな、生徒が喜んでくれるような事業という思いがあるのですよ。

そして、この関係は実は今回の定例会9 月7日終わった後、何人かの議員さんとお 話をさせてもらったのですけれども、やっ ぱり皆さん、2年続けてカナダ中止になっ て、カナダに行けなくなった学年の子供は 本当にかわいそうだよなと。そして、何か 思い出になるような事業は考えてあげれな いかなという、そこまでは皆さん思い一緒 なのですけれども、では何をやったら子供 たちが喜んでくれるかというのは、実は今 話している私も分からないで言っているの ですけれども、教育長、この点どうか、今 回の代替の事業もいいのですけれども、何 か考えられないでしょうかね。何か雲をつ かむような質問で申し訳ないのですけれど ŧ.

- 〇議長(吉田敏男君) 教育長、答弁。
- **〇教育委員会教育長(藤代和昭君)** 御答 弁いたします。

御案内のように、このカナダの研修の所期の目的は現地で直接体験をして、いわゆる国際理解教育を養うと、こういうことなのですけれども、続けて2年連続コロてとなって行けない。行けなくなってしまったる。本当に子供の、議員さんおっるものに、気持ちを察すると余りあるる間接体のさいですけれども、それに代わる間接体でいるのですけれども、今後さらに目めていきるのか、もう少し検討を深めていきたいなと。当然それには相手もあることですから、高校側の時間の保証だとか

指導の時間などもありますし、相手側との 折衝もありますから、なかなか例えばいか なりオンライン使って交流しようだとか、 オンラインで授業をしようだとか、何 テーマを見つけて互いにインタラクティブ というのですかね、そういうことをけれる とか、なかなか急にならないのですけれる も、取りあえず少し一回内部のほうできない か、なるせめてものそういうことができない か、たいなと、そんなふうに考えて すので御理解いただければと思います。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一君。

○8番(川上修一君) この関係は本当に何か子供たちの思い出になるような事業をやってくれと教育委員会に丸投げしても、これは本当に無責任な話だと自分も思うので、私も一体何ができるのかなという観点で、ちょっと1週間一生懸命ない知恵を絞って考えてみました。

一例だと思って聞いていただきたいので すけれども、やっぱりコロナ禍の状況では カナダに行けなくなったからどこか近間の ところに行ってこようかとか、そんなこと にはやっぱりならないと思いますし、イベ ントのように人が集まるという事業もこれ 難しいですよね。今、足寄町はオンライン の環境整備に力を入れていますし、これか ら補正予算ですね、学校の無線LAN環境 ですとか、総合体育館もそうですよね。そ ういった環境を整えようとしていますの で、これを利用して、今、教育長ちょっと おっしゃったのですけれども、オンライン で有名人と交流すると、とっぴな発想なの ですけれども。カナダの事業がだめになっ たから本当はそれはカナダ関連がいいのだ ろうけれども、今の高校2年生に関してい いますと、実質3年生になったら行くのは 時間的に難しいのですよね。だったら、そ ういう子供たちの気持ちを考えたときに、 ちょっとなかなかふだんお話できないよう

な方とテレビ電話で交流会といいますか、 もっと具体的な話ししますと、これ一例な のですけれども、例えば今年東京オリン ピックあったので、そこに出場された十勝 出身の選手ですとか、あるいは元日本ハム の池田さんが足寄高校の野球部指導してく れているので、日本ハムの選手でもいいで すし、何か生徒が知っている方とオンライ ンでやりとりをする。例えばオリンピック に出た選手だったら、自分の体験談なりい ろいろな話をしていただいて、その後で生 徒のほうから試合中はどんなこと考えてい たとか、競技をやめようと思ったことはな かったとかというような、そんな質問をし ながら交流するという、そういったことを 何か考えられないかなと私思っているので す。

それで、確かに教育長おっしゃるように、今までやったこともないですし、予算のこと、相手のこと、そしてもしその事業を受け入れるをやるとなったら、その事業を受け入れる高校側の都合もあると思うのです。いろいるとハードルになる部分はあると思うのですけれども、まずいろいる難しいで、対したとして、何か代わりになる子供たちに夢を与えられるように事業というのを、子供たちとしてもらえないかなと。

考えた末に残念ながらできないというのなら、これは私も、子供がっかりするかもしれないけれども、一生懸命やろうとして頑張るわけですから、私は価値があるのではないかなと思うのです。

その点は、教育長、どう思われますか。 ぜひ、ぜひですね、いきなり高校生に何や りたいかと問いかけても戸惑うと思うの で、身近な例一つ二つ考えて、こんなこと はどうだいみたいな感じで提案しながら、 あなたたちはどんなことをやってほしいと 思いますかみたいな問いかけをしてもらう という、そういうことはどうでしょうか ね。

○議長(吉田敏男君) 教育長、答弁。○教育委員会教育長(藤代和昭君) お答えいたします。

冒頭結論的に言いますと、なかなか難しいなと思うのですよね。ただ、一芸手のようただ、一選手のような、たちないながない。たちを変流する機会を持ちないですがね、そういうもですがね、そういうもですがない。自己実現に向けて挑戦する、そういるとはきないは考え方だとかれるというでは、あるいは考え方だとかれるとは経験談も含めて経験をじかの進路教育ということは、いり、後会だなとは思います。

現実的に、それがどのような形で可能な のだろうかと考えたときに、例えば至近な 例なのですけれども、今回バドミントンで いったら永原選手、お母さんの実家足寄な のですよね。足寄なのですよ。たまたま私 芽室中学校にいたときの生徒で、お母さん がそういう関係だからよくあれしてたので すよね。世界選手権優勝した後もちょっと 二人して、実家来たときに私のところにも 寄っていってあれしたのですけれども、そ のときも話聞いたら、お母さんいわくほと んど家にいないのですってね。世界を転戦 してあるくから。そんなような状況なの で、できればそういう人たちが光り輝いて 持っている独特のオーラというか、接する 力というのですかね、そんなものをじかに これから社会に出ていく、あるいは高等教 育に向かっていく子供たちが触れるという ことは本当に私もいいと思っているのです が、冒頭言ったようにですね。なかなか現 実的となると、一番いいのは足寄に来ても らって講話か何かしてもらって、ざっくば らんに子供たちから何かどうこうやり取り するというのが一番いいのですけれども、 今言ったように、なかなか忙しいでしょう

し。これも高校側との問題や、あるいは先 方との都合もありますから、できないとこ こで断言しないで、どういうことならでき るのか、これも含めて、できるものとでき ないものがありますけれども、ちょっと検 討の俎上にしたいなと思っておりますの で、その辺も含めて、つらいところも含め て御理解いただければなと思っておりま す。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 _君

○8番(川上修一君) 理解しました。

ぜひ教育長の情熱、実現に向けて頑張っていただきたい。誰かの言葉ではないですけれども、希望の明かりが見えるように頑張っていただければなと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の3番目の学校の暑さ対 策に関して再質問をさせていただきます。

この関係について、私はできればエアコンを設置していただけないかなという思いで質問するわけですけれども、ほかの議員さんももエアコンの設置の件はちょっとはかの補正予算や何かのときでも触れておられましたけれども、建設費用がとても高いのだという答弁があったというのを記憶しております。そこで、もし町内の小中学校にエアコンを全部設置したと仮定したら、その設置費用は幾らぐらいかかるのか。その金額シミュレーションしたものがあれば教えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

昨年度、小中学校にエアコンをつけることができないか検討しまして、工事費についても積算した経過がございます。そのときのおおよその金額にはなりますけれども、設置工事費として約1億1,500万円がかかるのではないかと。そのうち設計費

が約590万円。また、電気工事費が4,8 00万円かかるのではないかという積算で ございました。

また、設置後も気温や稼働日数にもよりますけれども、電気料金も上がります。また、保守管理料もかかりますので、おおよそですけれども毎年340万円かかるのかなという積算結果でございました。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番 (川上修一君) ごめんなさい。頭 悪いので、1億1,500万円の数字だけが 残って、その後電気が何だかんだで、それ に1億1,500万円にその工事費が足ささ るのですか、プラス。

〇議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。

○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

設置工事費として最初の設置費が1億1, 500万円ということで、その中に設計費 と電気工事が含まれるということでござい ます。どうも説明の仕方が悪くて申し訳ご ざいません。設計費が590万円、電気工 事費が4,800万円、約2分の1が設計費 と電気工事費になろうかという積算でございます。

以上です。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一君。

○8番(川上修一君) 私こそ頭悪くてす みませんでした。

やっぱりいっぱいかかるのだろうなとは 思っていたのですけれども、すごい金額で すね。やっぱりランニングコストが毎年3 40万円ぐらいかかるというのは、これは 結構なものかなと思います。

ただ、そうはいっても、実は6月の補正 のときにたしか進藤議員がこの関係質問さ れたかなという記憶をしているのですけれ ども、その後今年7月からとんでもない長 い暑さが来まして、その暑い中子供たちマ スクして授業をしていたのかなと思うと、 これはかなりつらかったのではないのかな という思いがあるものですから、今質問を させてもらっております。

それで、この設置費、もし思い切ってや ろうとなった場合、過疎債を使うというこ とは可能なのでしょうか。ちょっとお伺い をします。

〇議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。

○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

昨年度積算したときは過疎債は充当できないという見解でございましたが、過疎債につきましては毎年度見直しということがありますので、将来的にはつくこともあるかなというふうに考えております。

以上です。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番(川上修一君) 将来的には可能な のではないかなという答弁だったのですけ れども、今はまだ難しいということなので すね。

それでしたら、今度はちょっと財政の問題ですから、町長にお答えを頂きたいのですけれども、この後、先ほど二川議員も質問されましたけれども、公衆浴場、町営の温泉、私も実は早期に建ててもしそれがられば温泉もありますし、特老ですかかますな金額の建設物が控えてますよか大きな金額の建設物が控えてますよかかまな金額の建設物が控えてますよかかまな金額の建設物が控えてますよい。そういう中で、この1億1,500万円かかるエアコンを設置するとなったら、財政的な問題があると思うので、何年後ぐらのがおおりになったら無理なくできるかなというのがおなったら無理なくできるかなというのがおれば、ちょっとお答えを頂きたいのですけれども。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(渡辺俊一君) なかなか見込みは 非常に難しいなというように思っているの ですけれども、いつぐらいになったらでき るのかというのはですね。この後まだまだ 総合計画などでもお風呂の話もございましたけれども、まだまだ大きな施設だとかというものがありまして、例えば特別養護老人ホームがあったりだとかということで大きな工事がまだまだございます。

それから、学校の施設についても大規模 改修何とか大誉地まで全部終わったのです けれども、まだこの後、屋根壁塗装だと か、そういったこともやらなければならな いということのようでありまして、まだ大 規模改修終わったから大分これでしばらく 校舎はいいのかなと思ったのですけれど も、まだしばらくそういう修繕といいます か、長寿命化といいますか、そういう事業 が続くということであります。

そういうことであって、なかなかエアコ ンというところまではなかなかまだいつ頃 になったら行けるのかというところはまだ ちょっと分からないところでありますけれ ども、コロナの対策の臨時交付金だとか、 そういったときの議論では、エアコンに対 する何か補助金も国交省の補助金もあると いうようなことも聞いておりまして、た だ、まだまだ全体的にエアコンが設置され ているというのは北海道でいけばまだまだ 少ないほうであります。やっぱり暑いとこ ろから、岐阜だとか本州のほうでもまだま だ暑いところがあって、そういったところ が先にやっぱり補助の採択がされていくの だろうというように思っていますので、一 定そういう本州だとかの暑いところのエア コンの整備率が高くなってきて、北海道で も整備率が高くなってきてというような状 況にならないと、なかなか補助金もこうい うところまで来ないのかなというようなと ころであります。

そんなようなこともあって、いろいろと 補助金だとか、それから先ほどお話あった 過疎債だとか、いろいろな財源なども検討 しながら、あと町の中のいろいろな公共施 設とかの整備、そういったものも勘案しな がら進めていきたいなというように思って おります。

ちょっと残念ながら今の段階でいつ頃エアコン設置できますよというお返事ができなくて申し訳ありませんが、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番(川上修一君) ない袖は振れないからしようがないですよね。学校の屋根壁の修繕など私今初めてお聞きしたので、エアコンは三、四年待ったらできるのかななどという思いで一般質問させてもらったのですけれども、なかなか見通しが今の段階ではつけてあげたいけれども、立てられないのだということなのですよね。

それであれば、今年は特に暑い日が続い たのだろうと、毎年こんなことでは困るの ですけれども、そうはいっても、最近の地 球温暖化の関係でこの後も暑い日があるの ではないかなと想像されるわけです。それ で、今、足寄小学校では教室に2台扇風機 置いて授業をされているみたいなのですけ れども、真ん中の席にいると2台ではやっ ぱり風が来ないらしいのですよ。エアコン がつくまでの間、扇風機を増やすとか、あ るいは冷風機などという機械もあるので しょうか。そういった機械で何とか、これ はもうできれば来年度からちょっと予算見 ていただいて対策を講じていただきたいと 思うのですけれども、その点、教育長、ど うでしょうかね。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、教育長。
- 〇教育委員会教育長(藤代和昭君) お答 えしたいと思います。

何といっても教育委員会が学校への最優先というのは、安全・安心な教育環境の整備というか保障ということなのですが、御案内のように近年予想にしない35度以上の日が続く、ましてや日本一しばれる町の足寄というのが日本一暖かい、本当かと、私が務めてからそんなになるなんて夢にも

思わなかったけれども、そういう状況が続 いて、子供たちにとって非常に教育環境と してそういう日があるときには非常に厳し いものがあるなと。そういう意味で、さら なる暑さ対策の必要性というのは私も本当 に痛感しております。ただ、問題は、それ なりに暑さ対策もしてきたのですけれど も、多分想像すると、そんな35度以上の とき扇風機2台だけで教室にあっても、本 当に大した効果的ではないですよね。それ で勢いエアコンとなるのですけれども、こ れはやっぱり今も町長言ったように優先順 位がありますし、財政面の問題もあります から、私個人としてはやっぱり今回も教頭 会議や校長会議を通して、また学校の要望 を聞いたのですけれども、学校の実態、要 望を踏まえて、そして大枠ですね、やっぱ り専門家など言うところによると、今10 万年だか1万年単位だか分からないですけ れども、氷河期に向かっているそうなので すけれども、実際は過去10年間、あるい は向こう10年間、予想される稼働日数で すよ、ある程度の基準根拠とする。さらに は長期休業、俗に言う子供たちにとっての 夏休み、冬休みというのはこれ規則で50 日間になっているのですよ。ただし、この うち10日間は校長裁量で自由にでいいの ですよ。だから、例えば本州は冬休みは3 0何日あって夏休みは1週間くらいだとか と。現実に私足寄中学校の校長やっている ときに、それを夏28日、冬22日にしま した。そういう、例えばそういう長期休業 の弾力的対応だとか何かも含めながら検討 していきたい。と同時に、さらなる少しで も効果がなる大体の暑さ対策についての、 具体的には今議員おっしゃいました通風機 でない、冷風機というのですか、冷風機だ とかサーキュレーターだとか、もう少し容 量のいい扇風機、これにもいろいろあるら しいようですから、今、先に実施している 学校などからも情報を得まして、そして少 しでも子供たちの効果的な暑さ対策になる

ように、予算の面もありますけれども、教育委員会としてもそれも含めて一定の方向性を出して、理事者とも詰めていきたいなと思っています。

ちなみに、昨日の校長会でちょっとそれ もんでくれと言っていたのは、今、足寄小 中にはあれついてますからね、エアコン が。螺湾小学校にも保育所のほうについて いるのですよ、2つの園に。ついていない のが大誉地小と芽登小なのですよ。それ で、校長の要望としては芽登小と大誉地小 の保健室にできるだけ早くお願いしたい と。これは命に関わるような健康安全上か らでもですね。そんな要望が出ておりま す。

その辺の諸般の事情も御賢察いただい て、御理解いただければなと思っておりま す。

以上です。

O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。

○8番(川上修一君) 事情は分かりました。ぜひ前向きに、本当に前向きに現場の声を聞きながら、暑さ対策講じていただきたいなと。それと、エアコンの関係も頭に置いておいていただいて、有利な対応をする補助金とかあったときには再考いただければなと思いますので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

最後なのですけれども、今回の一般質問で学校に関して質問をさせていただいたのですけれども、教育に関しては保育所ですとか、学童ですとか、例えば給食センターとか、スクールバスの運転者さんだとか、たくさんの方が神経使いながら教育に関わってくれていると思うのですよ。そうした方たちに対する思いですよね。教育に関わる皆さんに対する思いを、町長と教育長とお二方から思いを聞かせていただいただいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(渡辺俊一君) なかなか難しい、 いきなり一番最後に難しい質問を頂いたか なと思っています。

これまでもこれからもですけれども、それぞれ子供さんたちに関わるお仕事していただいている方々たくさんいらっしゃいます。当然今お話あったように、保育所ですとか、学童ですとか、それからスクールバスの運転手さんだとか、給食センターだとか、いろいろな形で子供さんたちの教育なり、それから福祉なりといった部分で関わりを頂いている方たちがたくさんいらっしゃいます。学校の先生方も当然そうですけれども。

やはり足寄町の未来を担っていただく宝と言ってもいい子供さんたちを育てているいう部分でこれからも引き続き、今コロナで大変な状況でもありますけれども、のろと神経を使うこともいっぱいあるでしょうし大変な状況でありますけれども、引き続き足寄町の子供たちをぜひ温かく見ていただきながら、心豊かな、そういう子供たちに育てていただきたいなと、見守っていただきたいなと感じているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 教育長、答弁。

○教育委員会教育長(藤代和昭君) 今、 町長が言ったことに私も尽きると思うの育ととに私も尽きると思うなら、教育委員会ですから、教会会ですからと、教育を関しているとで、というと、なりに位置どとなりまえて学校の教育のはといなども、本当に様々くくいなりますけれども、本当に様々くくいうとの成り立ちでもいいだろうし、そうのの成り立ちでもいいだろうし、そうのの成り立ちでもいいだろうと、それに尽きる人とと、それに対しておりますし、我々も教育をとしておりますような、そういうような、そういうような、そういうような、そうにないますし、ないのような、そういうような、でもとにないますとにないます。 勢は持ち続けたいなと、そんなふうに思っています。

- O議長(吉田敏男君) 8番、川上修一 君。
- **○8番(川上修一君)** どうもありがとう ございました。

以上で一般質問を終了させていただきま す。

〇議長(吉田敏男君) これにて、8番川 上修一君の一般質問を終えます。

まだ時間はあるのですけれども、これから議員の日程もありますので、熊澤議員の一般質問は明日に延ばしたいと思います。よろしいですね。

それでは、皆さん方にお諮りをいたしま す。

本日は、これで延会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決 定をいたしました。

◎ 延会宣告

O議長(吉田敏男君) 本日はこれで延会 をいたします。

次回の会議は、9月17日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時34分 延会

令和3年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員